

# 第35回（平成26年度第3回） 大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

平成26年11月13日(木)  
ソレイユ（労働福祉会館） カトレアA

# 第35回（平成26年度第3回）大分県事業評価監視委員会

## 次 第

日時：平成26年11月13日（木） 10時00分～

場所：ソレイユ カトリア A

（労働福祉会館）

### 1. 開会の辞

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶

### 2. 事前評価対象事業説明 10:10～

(1)	中山間地域総合整備事業	荻3期地区	農村整備計画課
(2)	中山間地域総合整備事業	竹田東部地区	農村整備計画課
(3)	道路改築事業	古江丸市尾線	道路建設課
(4)	都市計画道路事業	銭淵大宮線	都市計画課

### 3. 事後評価対象事業説明 11:30～

(1)	道路改築事業	庄内久住線	道路建設課
-----	--------	-------	-------

《昼食・休憩》

11:50～ 13:00

### 4. 再評価対象事業説明 13:00～

※一括審議対象

(1)	地域ため池総合整備事業	北杵築地区	農村基盤整備課	
(2)	都市公園事業	豊岡公園	日出町	
(3)	道路改築事業	国道442号（野津原バイパス）	道路建設課	※
	道路改築事業	国道217号（白木拡幅）	道路建設課	※
	道路改築事業	大泊浜徳浦線	道路建設課	※
	道路改築事業	国道217号（平岩松崎バイパス）	道路建設課	※
	都市計画道路事業	丸山五和線	都市計画課	※
(4)	道路改築事業	大分大野線	道路建設課	
(5)	道路改築事業	国道217号（佐伯弥生バイパス）	道路建設課	
(6)	重要港湾改修事業	中津港	港湾課	

### 5. 閉会の辞

- (1) 事務局長挨拶

15:30予定

## 第35回（平成26年度第3回） 大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

### 【事前評価】

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	全体計画			評価結果		対応方針 (案)
						事業期間	事業費	事業概要	総合評価	ランク	
(1)	農村整備計画課	交付金	中山間地域総合整備事業	荻3期地区	竹田市	6年	3,198	農業用排水施設整備 L=30,152m 農道整備 L=1,760m 農業集落防災安全施設整備 2箇所			事業実施
(2)	農村整備計画課	交付金	中山間地域総合整備事業	竹田東部地区	竹田市	5年	1,300	農業用排水施設整備 3地区 L=958.0m ほ場整備 8地区 A=49.3ha 農業集落道整備 1地区 L=681.0m			事業実施
(3)	道路建設課	交付金	道路改築事業	古江丸市尾線 (葛原～丸市尾工区)	佐伯市蒲江大字葛原浦～丸市尾浦	10年	2,500	延長L=1,580m、幅員W=5.5(7.0～8.75)m 改良工、トンネル工			事業実施
(4)	都市計画課	交付金	都市計画道路事業	銭淵大宮線	日田市大字高瀬	7年	1,900	延長L=1,067m 幅員W=6.0(12.0)m			事業実施

### 【事後評価】

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	採択年度	完成年度		変動	完了後経過年	評価年度		事業費（百万円）			最終の事業計画概要	対応方針 (案)
							当初	最終			事前	再	当初	最終	変動		
(1)	道路建設課	補助	道路改築事業	庄内久住線 (五ヶ瀬工区)	由布市庄内町五ヶ瀬～ 竹田市直入町芹川	H7	H15	H21	1.67	5年	-	H16	10,600	8,425	0.79	延長L=3,740m、幅員W=6.5(9.0～12.0)m 改良工L=1,314m トンネル工L=2,148m(3本) 橋梁工L=278m(2橋)	評価の完了

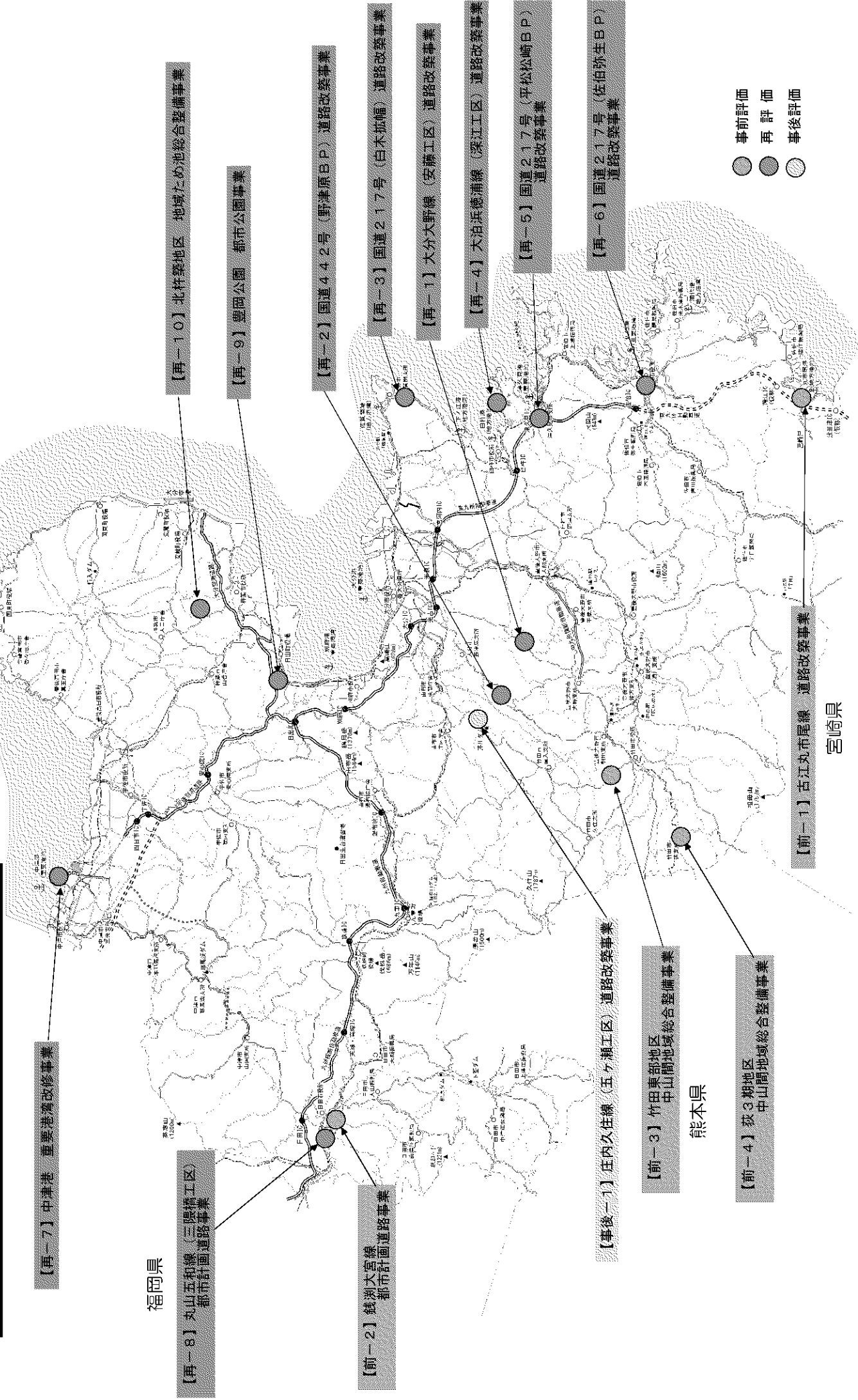
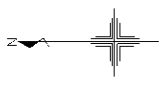
## 第35回（平成26年度第3回） 大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【再評価】

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度			事業費			増減率 (前期/当期)	B/C		H26迄			H27以降		最終の事業計画概要	対応方針 (案)
								当初	前回	最終	当初	前回	最終		前回	今回	年	事業費	進捗率	年	事業費		
(1)	農村基盤整備課	交付金	地域ため池総合整備事業	北杵築地区	杵築市大字船部	大幅な事業費の増加	H23	H27	-	H30	265	-	525	2.0	1.28	1.75	4年	245	47%	4年	280	ため池改修 2箇所 ため池漏水対策 1箇所 バードマップ作成 4池	継続
(2)	日出町	交付金	都市公園事業	豊岡公園	日出町大字豊岡	大幅な計画変更	H9	H16	H28	H33	2,500	2,278	1,236	0.5	-	10.2	8年	756	61%	7年	480	計画面積A=4.4ha 園路・修景施設・便益施設・遊具施設・展望台	再開
(3)	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道442号 (野津原バイパス)	大分市大字下詰 ～大字今市	再評価後 5年経過	H12	H21	H24	H29	5,900	7,600	7,350	1.2	1.1	0.8	15年	7,170	98%	3年	180	延長 L=4,200m 橋梁工(6橋) L= 666m 改良工 L=3,534m	継続
(4)	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道217号 (白木拡幅)	大分市大字白木	再評価後 5年経過	H2	H12	H27	H28	2,580	5,000	5,250	2.0	1.2	1.0	25年	4,623	88%	2年	627	延長 L=2,000m トンネル(3箇所) L= 539m 改良工 L=1,461m	継続
(5)	道路建設課	交付金	道路改築事業	大泊浜徳浦線 (深江工区)	臼杵市大字深江	事業採択後 5年経過	H22	H28	-	H29	1,500	-	1,500	1.0	0.8	0.8	5年	377	25%	3年	1,123	道路改築(バイパス) 延長L=1,070m 幅員W=5.5(9.25)m	継続
(6)	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道217号 (平岩松崎バイパス)	津久見市上青江～ セメント町	事業採択後 5年経過	H22	H29	-	H31	4,300	-	4,700	1.1	1.4	1.0	5年	1,402	30%	5年	3,298	延長 L=1,650m 橋梁工(2橋) L= 270m 改良工 L=1,380m	継続
(7)	都市計画課	交付金	都市計画道路事業	丸山五和線 (三隈橋工区)	臼田市大字庄手～石井	再評価後 5年経過	H7	H13	H24	H27	4,600	4,300	4,142	0.9	-	-	20年	4,092	99%	1年	50	3・4・13 丸山五和線 L=465m W=16.0m (三隈橋 L=191m) 3・5・11 臼高石井線 L=306m W=12m～17m	継続
(8)	道路建設課	交付金	道路改築事業	大分大野線 (安藤工区)	大分市安藤～豊後大野市 大野町安藤	再評価後 5年経過	H7	H15	-	-	7,010	6,375	6,375	0.9	-	-	11年	2,345	37%	-	4,030	道路改築(バイパス) 延長L=3,225m 幅員W=6.0(8.0)m	休止
(9)	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道217号 (佐伯弥生バイパス)	佐伯市駅前～ 弥生小田	新たな ステップ	H9	H18	H30	H35	14,000	20,000	22,714	1.6	1.2	1.1	18年	14,674	65%	9年	8,040	延長 L=6,380m 橋梁工(3橋) L= 314m トンネル(4箇所) L=2,826m 改良工 L=3,240m	休止
(10)	港湾課	補助	重要港湾改修事業	中津港	中津市田尻	新たな ステップ	H8	H16	H24	H31	9,759	12,283	12,126	1.2	1.2	1.5	19年	11,867	98%	5年	259	岸壁(-11m)L=260m、泊地A=351千 m2、航路A=1383千m2、防波堤 L=920m、護岸L=470m、ふ頭内道路 L=2750m、ふ頭用地44ha、臨港道路 L=1600m	継続

第35回 (平成26年度第3回)  
大分県事業評価監視委員会 対象事業箇所図



【再-7】中津港 重要港施設修繕事業

福岡県

【再-8】丸山五和線(三隈橋工区) 都市計画道路事業

【前-2】銭洲大宮線 都市計画道路事業

【再-10】北杵築地区 地域たため池総合整備事業

【再-9】豊岡公園 都市公園事業

【再-2】国道442号(野津原B.P) 道路改善事業

【再-3】国道217号(白木抜幅) 道路改善事業

【再-1】大分大野線(安藤工区) 道路改善事業

【再-4】大泊浜徳浦線(深江工区) 道路改善事業

【再-5】国道217号(平松崎B.P) 道路改善事業

【再-6】国道217号(佐伯弥生B.P) 道路改善事業

【事後-1】庄内久住線(五ヶ瀬工区) 道路改善事業

【前-3】竹田東部地区 中山間地域総合整備事業

熊本県

【前-4】我3期地区 中山間地域総合整備事業

【前-1】古江丸布尾線 道路改善事業

宮崎県

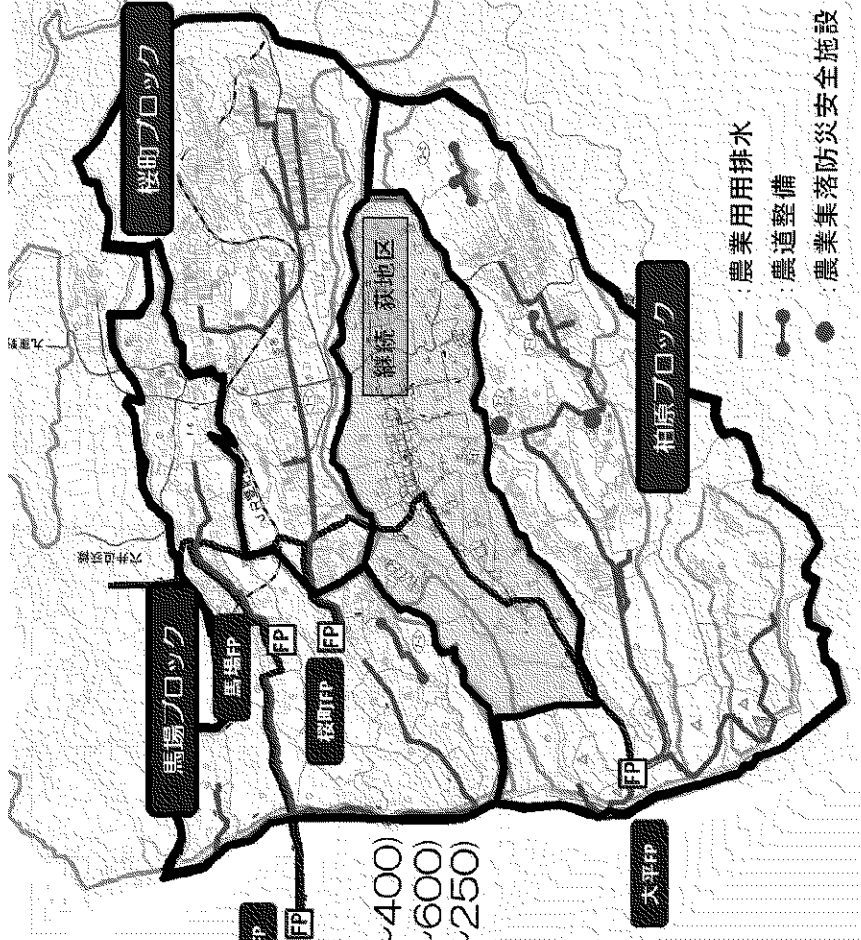
- 事前評価
- 再評価
- ◐ 事後評価

# 事前評価書

年度	26
整理番号	
事業主体	大分県

事業名・路線名等		中山間地域総合整備事業 荻3期
所在地		竹田市
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水施設の整備を行い、関連事業『国営かんがい排水事業大野川上流地区』にて整備している大蘇ダム・幹線水路に接続する支線農業用水路(管路)の整備を行い、農業用水の安定供給により品質及び生産性向上を図る。</li> <li>・生産された作物の安全かつ円滑な輸送を実現するため、農道の整備を行い農業経営の安定を図る。</li> <li>・農業集落防災安全施設(防火水槽)を整備することにより、農業集落の安全・安心を図る。</li> </ul>
	事業内容	農業用排水施設整備(管路) L=30,152.0m 農道整備 3路線、L=1,760.0m 農業集落防災安全施設整備(防火水槽) 2地区 2基
	事業費	C=3,198百万円
事業の実施計画	完成予定年	着手から6年(平成32年度)
	事業段階毎の実施計画	1年目 測量、詳細設計、関係機関との協議 等 2年目 測量、詳細設計、関係機関との協議、農業用排水施設 工事 等 3年目 農業用排水施設、農道整備 工事 4年目 農業用排水施設、農道整備 工事 5年目 農業用排水施設、農道整備、農業集落防災安全施設 工事 6年目 農業用排水施設、農道整備 工事
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川からの取水が困難な地域で恒常的な用水不足に悩まされており、農作物の品質および生産性向上のために農業用水施設(管路)の整備を行い農業用水の安定供給を行えるようにする必要がある。</li> <li>・農道が狭小なため拡幅工事を行い、農業機械の運行を容易にする必要がある。</li> <li>・山間部の集落では緊急車両の到着に時間がかかるため、迅速な初期消火のために防火水槽を集落内に設置する必要がある。</li> </ul>
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水の安定供給が可能となり、作物の品質・生産性が向上する。</li> <li>・農道を拡幅することにより、作業効率が向上する。</li> <li>・集落内に防火水槽を設置することにより、初期消火への迅速な対応が可能になる。</li> </ul>
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	$B/C = 1.07$
	工法の妥当性	・土地改良事業設計指針に則した工法を採用している。
	コスト削減	・既設路盤材を下層路盤として活用することにより、建設副産物の発生を抑制し、路盤材の購入費を削減している。
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低排出ガス型の建設機械および低騒音型の建設機械を使用する。</li> <li>・地区内で土の切盛りを完結させ、地区外への土の持ち出しを少なくすることで環境に配慮している。</li> </ul>
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法に基づく、地元から申請された事業である。土地改良区と調整を図り事業推進をしている。</li> <li>・市に県事業の地元調整担当の職員がいる。</li> <li>・土地改良法手続により、受益者の同意を得ている。</li> <li>・道路協議が必要であり、事前協議済みである。</li> </ul>
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法第85条による申請事業であり、事業実施要綱要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。</li> <li>・負担区分 (農業生産基盤整備 国:55%、県:30%、市:10%、地元:5%、農村生活環境整備 国:55%、県:25%、市・地元:20%)</li> </ul>
	事業の特殊性	本地区は『国営かんがい排水事業大野川上流地区』の受益地となっており、調整を図りながら推進する必要がある。
対応方針		・以上のおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。

# 事業箇所位置図



## ○農業生産基盤整備

<農業用排水> (畑地かんがい施設等)

- 馬場ブロック L= 8.6 km (φ75~400)
- 桜町ブロック L= 9.8 km (φ75~600)
- 柏原ブロック L= 1.6 km (φ75~250)

<農道整備>

- 馬場ブロック L= 0.7 km (1条)
- 柏原ブロック L= 1.1 km (2条)

## ○農村生活環境整備

<農業集落防災安全施設> (防火水槽)

- 柏原ブロック 2地区 2基

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 中山間地域総合整備事業 荻3期 地区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H27～H72	農業用排水施設整備	3ブロック L=30,152m	15,907,203	
	農道整備	3路線 L=1760.0m	207,254	
	農業集落防災安全施設	2地区 2基	8,706	
		合 計		16,123,163
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H27～H72	作物生産効果		42,813,400	
	品質向上効果		63,200	
	営農経費節減効果		5,753,200	
	維持管理費節減効果		△ 572,262	
	営農に係る走行経費節減効果		353,642	
	生活環境改善効果		2,320	
	災害時応急対策効果		74,640	
	合 計		48,488,140	割引前の総便益
総費用額 (C)	17,589,331	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	18,981,193	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	18,981,193 / 17,589,331 = 1.07			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				



再評価チェックリスト(中山間地域総合整備事業)

地区名(抜3期)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び優先 必須 優先	小項目の具体的な内容	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	○	・河川からの取水が困難な地域で恒常的な排水不足に陥まされ、農作物の品質および生産性向上のために農業用水施設(管路)の整備を行い農業用水の安定供給を行う必要がある。	
		機能低下	機能低下	○	地形的に河川からの取水が困難で恒常的な排水不足があり、さらに農産物の流通網の整備が遅れていることから、排水の安定供給確保、流通網としての農道の整備が急務となっている。	
	○整備効果	緊急を要する現状の課題	耐用年数経過	耐用年数経過	-	該当なし。
		関連事業との進捗調整等	維持管理費の割高	維持管理費の割高	-	該当なし。
		事業実施により得られる効果	関連事業との進捗調整が必要である	関連事業との進捗調整が必要である	○	関連する同管かんがい排水事業大野川上流地区と調整を図る必要がある。
			農業用水施設整備及び農道整備	農業用水施設整備及び農道整備	○	農業用水の安定供給が可能となり、作物の品質・生産性が向上する。
			集落防災安全施設の整備	集落防災安全施設の整備	○	農村生活環境が改善する。
		○費用対効果分析	費用対効果分析(B/C)等	費用対効果分析(B/C)1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれる	○	B/C= 1.07
			関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	○	土地改良事業設計指針に則した工法を採用している。
		事業手法 ・工法の 妥当性	○工法の妥当性	複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	-
コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入			○	工法等の比較検討を行い、経済的な工法を採用している。	
○コスト削減	地域材、建設副産物の有効利用		地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の有効利用	○	既設路盤材を下層路盤として活用することにより、建設副産物の発生を抑制し、路盤材の購入費を削減している。	
	自然環境への配慮		周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	○	低排出ガス型の建設機械を使用する。	
○環境等への配慮	周辺の住環境への配慮		周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	○	低騒音型の建設機械を使用する。	
	景観の配慮		周辺の景観への配慮	-	該当なし。	
	残土処理の状況		残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮	○	地区内で土の切盛りを完結させ、地区外への土の持ち出しを少なくすることで環境に配慮している。	
	文化財の保護		文化財等の調査及び保護	-	該当なし。	
	○事業の実効性		地元要望、協力体制	地元要望の提出、事業実施に対する推進体制がある	○	土地改良法に基づき、地元から申請された事業である。土地改良区と調整を図り事業推進をしている。
			市町村の協力体制	地元証明や用地取得(用地使用承諾)に関して市町村の支援がある	○	市に県事業の地元調整担当の職員がいる。
用地取得の難易度		地域地権者等の同意又は理解が得られている	○	土地改良法手続により、受益者の同意を得ている。		
法令に基づく調整事項		法令に基づく調整事項がある(国立公園等)	○	河川協議、道路協議が必要であり、事前協議済みである。		
事業 実施環境	○事業の成立性	上位計画等との関連	活性化の重点地区として位置づけられている。	○	地域活性化構想が策定されている	
		事業の実現に係る根拠法令(条項)	事業実施に係る根拠法令(条項)	○	土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき事業申請。	
	○事業の特殊性	事業の根拠法令・採択要件	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件への適合状況	○	・受益面積 525ha>60ha ・生産基盤整備 2工種≧2工種 ・五法指定の過疎地域(H12.4)・特定農山村(H5.6)・振興山村(S47.6)に該当している	
		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	○	同管かんがい排水事業大野川上流地区と連携を図ることで、地域の農業用水の安定供給が図られる。	

\* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 「該当及び適否」の欄で該当すれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

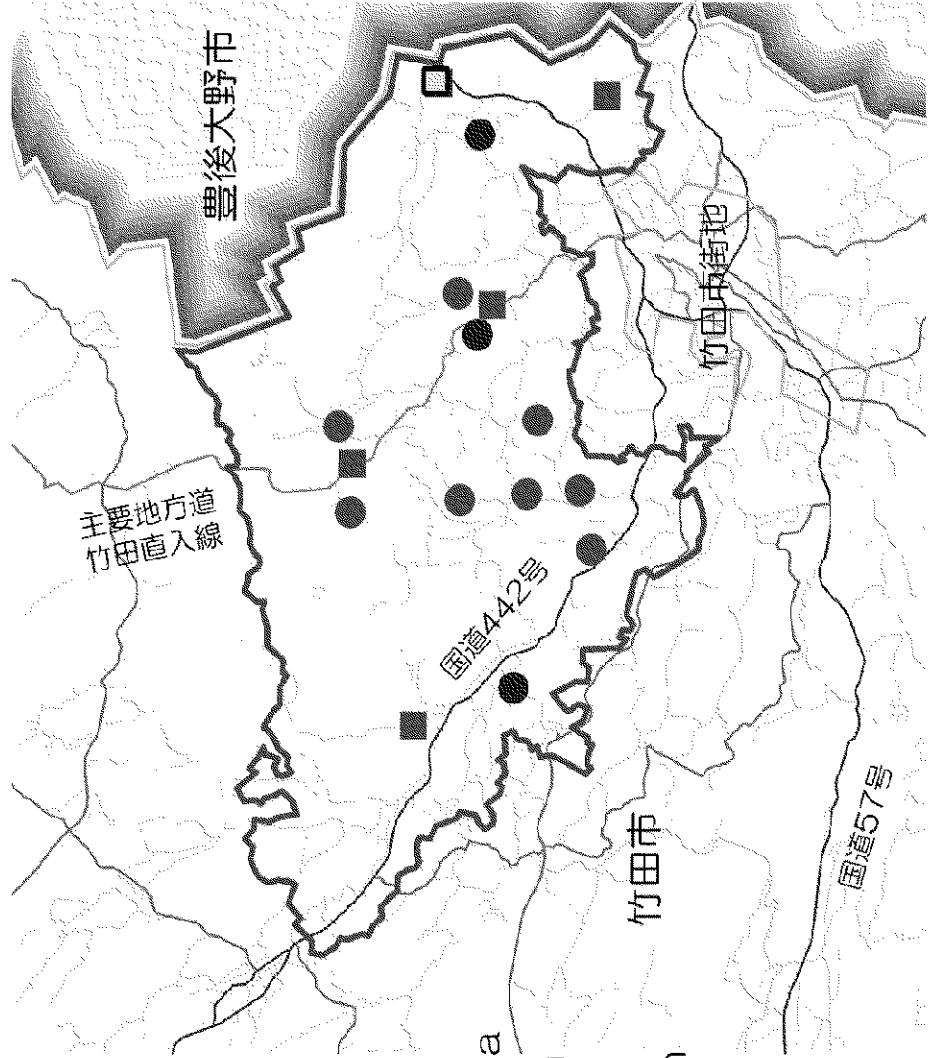
\* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

# 事前評価書

年度	26
整理番号	

事業名・路線名等		中山間地域総合整備事業 竹田東部 地区	事業主体	大分県										
所在地		竹田市												
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産基盤の整備により、農業生産の向上を図り、農業の担い手への農地の集積や流動化の促進、経営規模の拡大等を目指す。</li> <li>・農業集落道・営農飲雑用水施設・農業集落防災安全施設の整備を行い、農業集落の維持・管理などに努め、地域産業全体に効果を波及させて農業集落の維持発展を目指す。</li> </ul>												
	事業内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">農業用排水施設整備(用水路整備)</td> <td style="width: 40%;">3路線 L=958.0m</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>8地区 A=49.3ha</td> </tr> <tr> <td>農業集落道整備</td> <td>1路線 L=681.0m</td> </tr> <tr> <td>営農飲雑用水施設整備</td> <td>1地区 11戸</td> </tr> <tr> <td>農業集落防災安全施設整備(防火水槽)</td> <td>3地区 3基</td> </tr> </table>			農業用排水施設整備(用水路整備)	3路線 L=958.0m	ほ場整備	8地区 A=49.3ha	農業集落道整備	1路線 L=681.0m	営農飲雑用水施設整備	1地区 11戸	農業集落防災安全施設整備(防火水槽)	3地区 3基
	農業用排水施設整備(用水路整備)	3路線 L=958.0m												
	ほ場整備	8地区 A=49.3ha												
農業集落道整備	1路線 L=681.0m													
営農飲雑用水施設整備	1地区 11戸													
農業集落防災安全施設整備(防火水槽)	3地区 3基													
事業費	C=1,300百万円													
完成予定年	着手から5年(平成31年度)													
事業の実施計画	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 測量、詳細設計、関係機関との協議 等</p> <p>2年目 測量、詳細設計、関係機関との協議、ほ場整備等 工事 等</p> <p>3年目 農業用排水施設、ほ場整備、農業集落道、営農飲雑用水施設 工事</p> <p>4年目 農業用排水施設、ほ場整備、農業集落道、営農飲雑用水施設 工事</p> <p>5年目 農業用排水施設、ほ場整備、農業集落防災安全施設 工事</p>												
	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素堀水路や現場打水路の老朽化により漏水が多く、取水が困難で用水不足となっている。さらに、ほ場整備が遅れていることから、多大な労力を要しており、ほ場整備が急務となっている。</li> <li>・農業集落道が狭小なために拡幅工事を行い、農業機械等の運行を容易にする必要がある。</li> <li>・山間部の集落では緊急車両の到着に時間がかかるため、迅速な初期消火のために防火水槽を集落内に設置する必要がある。</li> </ul>												
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水の確保ができ、農業経営の安定化が図られる。</li> <li>・ほ場整備を実施することにより作業効率が向上するとともに、集落営農法人等への農地集積が期待できる。</li> <li>・農業集落道を拡幅することにより、農業機械等の運行が容易となる。</li> <li>・集落内に防火水槽を設置することにより、初期消火への迅速な対応が可能になる。</li> </ul>												
	費用対効果分析	B/C= 1.08												
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良設計基準に基づき、適合した工法を採用している。</li> <li>・地域の条件に応じた工法等を採用し、経済的施工としている。</li> </ul>												
事業手法・工法の妥当性	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工法等の比較検討を行い、経済的な工法を採用している。</li> </ul>												
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低排出ガス型の建設機械および低騒音型の建設機械を使用する。</li> <li>・盛土工事に、コンクリート擁壁等の使用を控え、周辺景観との調和を図っている。</li> <li>・地区内での土の利活用を図る。</li> </ul>												
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法に基づく、地元から申請された事業である。土地改良区と調整を図り事業推進をしている。</li> <li>・市に県事業の地元調整担当の職員がいる。</li> <li>・土地改良法手続により、受益者の同意を得ている。</li> <li>・河川協議、道路協議が必要であり、事前協議済みである。</li> </ul>												
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法第85条による申請事業であり、事業実施要綱要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。</li> <li>・負担区分 (農業生産基盤整備 国:55%、県:30%、市:10%、地元:5%、農村生活環境整備 国:55%、県:25%、市・地元:20%)</li> </ul>												
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元農家と営農時期等との調整を図り工事実施を行う。</li> <li>・中山間地特有の地形と傾斜勾配から、地形条件はいいとはいえないが、他地区でもほ場整備が行われている状況から技術的実現性は十分である。</li> </ul>												
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。</li> </ul>												

# 事業箇所位置図



- 農業生産基盤整備
- 8地区A=49.3ha
- 農場整備
- 農業用排水 3路線L=1.0km
- 農村生活環境整備
- 農業集落道 1路線L=0.7km
- 営農飲雑用水 1地区 11戸
- 農業集落防災安全 3地区 3基

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 中山間地域総合整備事業 竹田東部 地区					
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 H27～H71	農業用排水施設整備	3地区 L=958.0m	231,190		
	ほ場整備	8地区 A=49.3ha	1,672,290		
	農業集落道整備	1地区 L=681.0m	182,857		
	営農飲雑用水施設整備	1地区 11戸	90,974		
	農業集落防災安全施設	3地区、3基	13,059		
		合計		2,190,370	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 H27～H71	作物生産効果		2,328,800		
	営農経費節減効果		1,291,822		
	維持管理費節減効果		△ 41,178		
	地域用水効果		243,018		
	地籍確定効果		34,684		
	生活環境改善効果		341,188		
	災害時応急対策効果		111,960		
	合計		4,310,294	割引前の総便益	
総費用額 (C)	1,689,600	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額 (B)	1,833,180	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益比率 (B/C)	1,833,180千円 / 1,689,600千円 = 1.08				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外					

再評価チェックリスト(中山間地域総合整備事業)

地区名 ( 中山間竹田東部地区 )

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び優先 必須 優先	小項目の具体的な内容(記載例)	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	○	自然的、経済的、社会的に悪影響を生産条件が不利であることから当該事業が必要である。	
		緊急を要する現状の課題	機能低下	○	施肥水路や現場打水路の老朽化により漏水が多く、取水が困難で用水不足となっている。さらに、ほ場整備が遅れていることから、多大な労力を要しており、ほ場整備が急務となっている。	
			耐用年数経過	○	営農排水用水はS44に設置し、耐用年数を経過しているため改修が急務となっている。	
			維持管理費の割高	-	該当なし。	
	○整備効果		関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整が必要である	○	
			事業実施により得られる効果		○	農業用水の確保ができ、農業経営の安定化が図られる。
					○	ほ場整備を実施することにより作業効率が向上するとともに、集落営農法人等への農地集積が期待できる。
					○	農村生活環境が改善する。
					○	B/C= 1.08
					○	土地改良設計基準に基づき、適合した工法を採用している。
事業手法 ・工法の 妥当性	○工法の妥当性	複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	-	該当なし。	
		コスト削減に向けた具体的な施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	○	工法等の比較検討を行い、経済的な工法を採用している。	
		地域材、醸造副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の有効利用	○	地区内での土の利活用を図る。	
		自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	○	低排出ガス型の建設機械を使用する。	
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	○	低騒音型の建設機械を使用する。	
		景観の配慮	周辺の景観への配慮	○	盛土工事に、コンクリート構造物の使用を抑え、周辺景観との調和を図っている。	
		残土処理の状況	残土処理量の削減対策と処理地での環境配慮	○	地区内での土の利活用を図る。	
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	○	実施に先立ち、竹田市文化財担当部局と協議し、埋蔵文化財の試掘調査を行う。	
		地元要望、協力体制	地元要望の提出、事業実施に対する推進体制がある	○	土地改良法に基づく、地元から申請された事業である。土地改良区と調整を図り事業推進をしている。	
		市町村の協力体制	地元証明や用地取得(用地使用承諾)に関して市町村の支援がある	○	市に県事業の地元調整担当の職員がいる。	
事業の実効性	○事業の成立性	用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	○	土地改良法手続により、受益者の同意を得ている。	
		法令に基づく調整事項	法令に基づく調整事項がある(国立公園等)	○	河川協議、道路協議が必要であり、事前協議済みである。	
		上位計画等との関連	活性化の重点地区として位置づけられている。	○	地域活性化構想が策定されている	
		事業の実施に係る根拠法令(条項)	事業実施に係る根拠法令(条項)	○	土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき事業申請。	
	○事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	事業の根拠法令・採択要件	○	受益面積 66.9ha≧60ha ・生産者数整備 2工種>2工種 ・5法指定の過疎地域(旧17.4)に該当している	
		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	-	該当なし。	
		施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある(観光地等)	○	地元農家と営農時期等との調整を図り工事実施を行う。	
		技術的難易度	地形、地質、水利用状況等からみて、当該事業の施工の技術的実現性	○	施工の技術的実現性は十分である。	

\* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 「該当及び優先」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

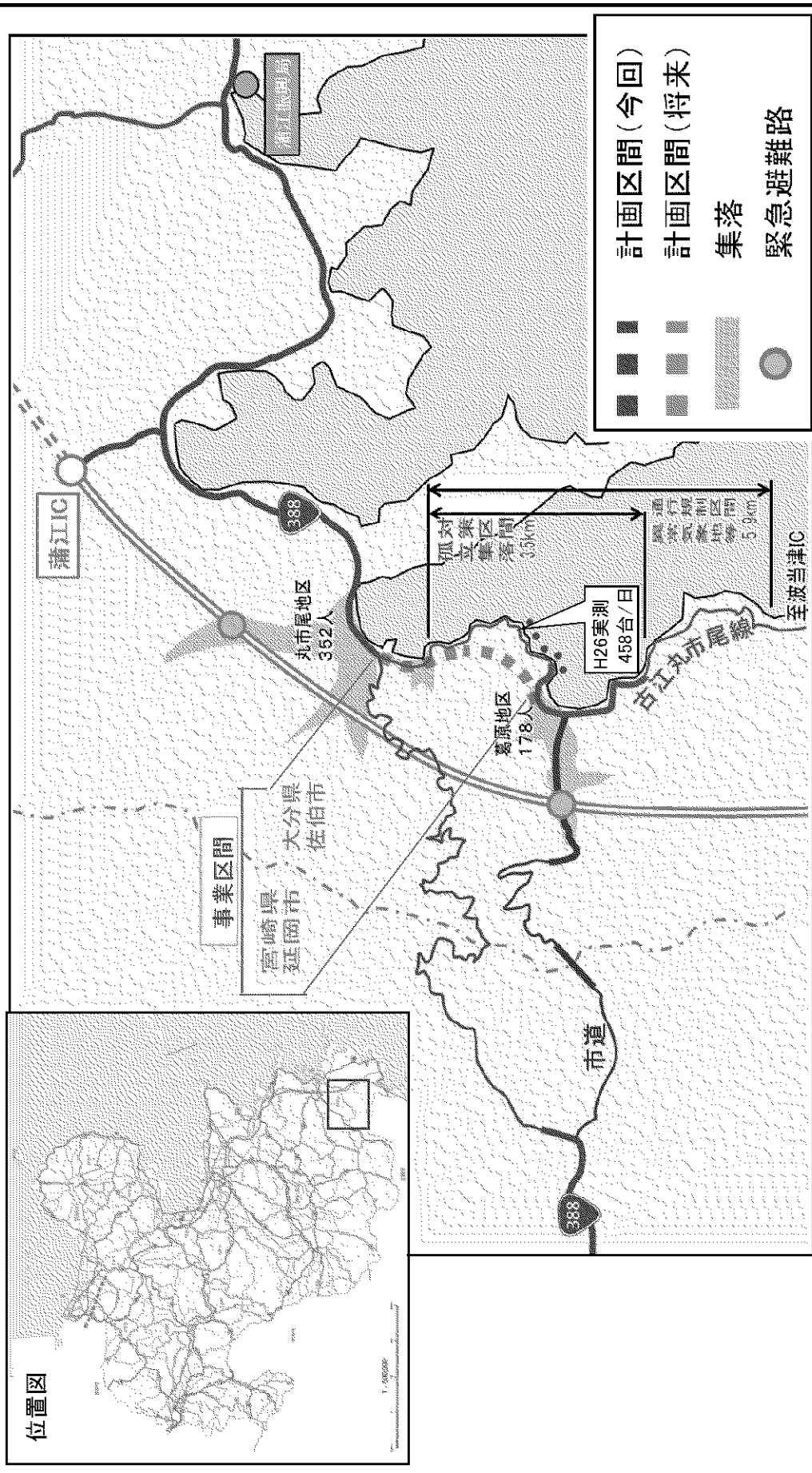
\* 「該当及び優先」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

# 事前評価書

年度	26
整理番号	
事業主体	大分県

事業名・路線名等	道路改築事業 一般県道古江丸市尾線 葛原～丸市尾工区
所在地	佐伯市蒲江大字葛原浦～大字丸市尾浦
事業概要	事業の目的 ・異常気象時等通行規制区間である本区間には防災総点検要対策箇所もあり、防災上問題があることからバイパス整備により、災害に強く安心な道路交通機能の確保を図る
	事業内容 【計画延長・幅員】 L=1,580m(BP)、W=5.5(7.0～8.75)m 【構造規格】 第3種第4級 設計速度 V=40km/h 【計画交通量】 450台/日 (H42) 【現況幅員・交通量】 W=3.7～6.0m 交通量 458台/日(H26) 【重要構造物】 トンネル 2基(L=560m+160m=720m)
	事業費 C=2,500百万円
事業の実施計画	完成予定年 着手から10年(平成36年度)
	事業段階毎の実施計画 1年目 路線測量、道路詳細設計、トンネル詳細設計、地質調査、用地測量 2年目 用地買収 3年目 トンネル工事 4年目 トンネル工事、トンネル詳細設計 5年目 道路改良工事、トンネル工事、用地買収 6年目 道路改良工事、用地買収 7年目 道路改良工事 8年目 道路改良工事 9年目 道路改良工事、トンネル工事 10年目 道路改良工事、トンネル工事
事業の必要性	必要性・緊急性 ・緊急輸送道路(1次)であるが、異常気象時等通行規制区間および孤立集落対策区間に指定されており、加えて越波(3.7m～4.6m)や落石対策(防災総点検要対策箇所4箇所が未対策)も必要なため防災機能が脆弱であり、日常生活に支障 ・越波による通行止めは過去10年間で12日間あり、車両が流される被害も発生(H23) ・70m程度の斜面が連なり、斜面には浮き石が多数存在するなど危険な状態である ・幅員狭小(最小幅員W=3.7m)、線形不良(最小R=15m)の隘路区間である ・東九州自動車道の緊急避難路は、使用基準が限定(集落孤立時等)され、日常時は使用不可
	整備効果 ・緊急輸送道路として、災害に強く安心な道路交通機能の確保 ・集落の安全な生活道路を確保 ・安全性・快適性の向上
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析 ※本事業は災害防除を主目的としているため、B/Cの算出は不要であるが、参考値として下記のB/Cを算出 ・B/C=0.1
	工法の妥当性 ・現道拡幅案とバイパス(トンネル)案の比較検討の結果、経済性・機能性・安全性等総合的に優れるトンネル案を最適ルートとして選定。
	コスト縮減 ・建設発生土を盛土材に利用し、コンクリート・砕石は再生資材を利用
	環境等への配慮 ・蒲江カズラ(県指定文化財:天然記念物)を避け、トンネルにより地形変化が最も少ない計画としている
事業実施環境	事業の実効性 ・佐伯市から大分県議会(土木建築委員会)に要望書提出 ・「名護屋地区区長会」(丸市尾、波当津、葛原、越田尾、森崎、坪、野々河内)および「かまえ道路整備促進期成会」による要望もあり、協力体制は整っている。
	事業の成立性 ・緊急輸送道路(1次)に指定 ・おいたの道構想21の第3次ネットワークに位置づけられている路線 ・計画区間内に交通安全指定道路3号該当区間あり ・道路法第15条に基づき事業を実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合
	事業の特殊性 -
対応方針	・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。

# 事業箇所位置図



### 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		道路改良事業 一般県道古江丸市尾線 葛原丸市尾工区		
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H27～H81	道路建設費	完成2車線	2,390,000	
	維持管理費	一般県道	152,000	
		合 計		2,542,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H32～H81	走行時間短縮便益		597,000	
	走行費用短縮便益		88,000	
	交通事故減少便益		34,000	
	地域産業への活性化効果			
	自然・景観・地域文化保全への効果			
	合 計		719,000	割引前の総便益
総費用額(C)	1,991,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	220,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	220,000 / 1,991,000 = 0.11			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路として、災害に強く安心な道路交通機能の確保</li> <li>・集落の安全な生活道路を確保</li> <li>・安全性・快適性の向上</li> </ul>				



道路事業・街路事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否		小項目の具体的な内容
				必須	優先	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由 緊急を要する現状の課題	現状の課題から事業が必要な主たる理由	○	○	異常気象時等通行規制区間であり、落石や越波等が発生する現道を回避することによる防災機能の強化 平日交通量458台/日、歩行者通行量5人/12h、自転車交通量2台/12h (H26実測) 幅員の改善(最小幅員3.7m<計画幅員5.5m) 旅行速度の改善(現況旅行速度30km/h；H26実測<設計速度40km/h) 死傷事故が3件/10年発生 名護屋小学校の通学路に指定 1次ネットワーク 迂回が必要な場合は、(一)国道388号～東九州自動車道(一)古江丸市尾線を通行し、20km、29分の迂回が必要 南海トラフ地震発生に伴う津波からの避難路としての機能が期待される 地域防災計画で指定されている避難所(名護屋地区公民館、名護屋小学校)へのアクセスが強化される 車道幅員の拡張による通行車両の安全性、歩道整備による通行者の安全性の確保が図られる 丸市尾地区、葛原地区へのアクセス強化 蒲江地域から東九州自動車道蒲江IC・波当津ICや延岡市方面へ繋がる広域ネットワークを形成 緊急輸送道路1次ネットワークの隘路区間(丸市尾～梶境)における、安全・安心な道路交通機能の確保
			路線現況	○	○	
			道路幾何構造	○	○	
			交通事故発生状況	○	○	
			渋滞状況	○	○	
			通学路の指定状況	○	○	
			緊急輸送道路の指定状況	○	○	
			代替路の指定状況	○	○	
			関連事業との進捗調整等	○	○	
			○整備効果	○整備効果	○	
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析 ○工法の妥当性	費用対効果分析(B/C)等 関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討 コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用 ○環境等への配慮 自然環境への配慮 周辺の住環境への配慮 景観への配慮 残土処理の状況 文化財の保護	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	○	○	B/C=0.1 ※B/Cでは十分に評価できない防災機能の強化が期待される 道路法、道路構造等に適合した工法を採用 現場拡張案、ハイパス2案および1、5車線整備+災害防除案の4案比較を行い、最も経済的なルートを選定 建設発生土を盛土材に利用、コンクリート・砕石は再生資材を利用 地形変化による影響が小さい計画としている 低騒音、低振動型の建設機械を使用し周辺の住環境の負荷軽減を図る 法面部には植生を行い周辺景観との調和を図る 発生土量42,000m <sup>3</sup> は、地元受け入れおよび津波避難地の盛土材に流用 蒲江カヌー(県指定文化財：天然記念物)があるが、トンネルにより地形変化が最も少ない計画としている
			要望等の提出状況、期成会等の地元組織状況	○	○	・佐伯市から天分県議会(土木建築委員会)に要望書提出 ・「名護屋地区長会」(丸市尾、波当津、葛原、梶田尾、森崎、坪、野々河内)および「かまえ道路整備促進期成会」による要望もあり、協力体制は整っている。
			市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	○	○	佐伯市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている。
			用地取得の難易度	○	○	期成会を通じ、関係各区との調整を実施しており、事業への理解を得ている。
			法令等に基づく調整事項	○	○	○
			都市計画	○	○	○
			上位計画等との関連	○	○	○
			事業の根拠法令・採択要件	○	○	○
			他事業との関連	○	○	○
			施工時期、期間の制限	○	○	○
○事業の特長性	○事業の特長性	○	○	○	○	
事業 実施環境	○事業の成立性	都市計画 おおいの道構想2-1 交安法指定道路 地域防災計画 事業実施に係る根拠法令(条項) 事業の採択基準、適合状況 他事業との関連 工事の実施時期・期間への制限 技術的難易度	都市計画	○	○	第3次ネットワーク 交通安全指定道路3号該当区間(付近に名護屋小学校がある)
			おおいの道構想2-1	○	○	道路法第15条に基づき事業を実施 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合
			交安法指定道路	○	○	○
			地域防災計画	○	○	○
			事業実施に係る根拠法令(条項)	○	○	○
			事業の採択基準、適合状況	○	○	○
			他事業との関連	○	○	○
			工事の実施時期・期間への制限	○	○	○
			技術的難易度	○	○	○

\* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。  
\* 「該当及び適否」の欄で該当すれば「○」、該当しなければ「×」、該当しなければ「-」を記入する。

# 事前評価書

年度	26
整理番号	

<b>事業名・路線名等</b>	都市計画道路 銭湊大宮線		<b>事業主体</b>	大分県
<b>所在地</b>	日田市大字高瀬			
<b>事業概要</b>	<b>事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿線の小中学校の通学路であるため、道路幅員を確保することで安全・安心な都市空間の形成を図る。</li> <li>・日田市役所と前津江振興局を結ぶ緊急輸送道路として、防災機能の向上を図る。</li> </ul>		
	<b>事業内容</b>	<p>【計画延長・幅員】 L=1.1km(現拓の別)、W=6.0(12.0)m</p> <p>【構造規格】 第4種第3級 設計速度 V=40km/h</p> <p>【現況幅員・交通量】 W=5.1m(最小4.5m) 交通量 3,418台/日(H22調査) 歩行者通行量325人/12h(H22調査)</p> <p>【重要構造物】 なし</p>		
	<b>事業費</b>	C=1,900百万円		
<b>事業の実施計画</b>	<b>完成予定年</b>	着手から7年(平成33年度)		
	<b>事業段階毎の実施計画</b>	<p>1年目 道路詳細設計、測量、用地測量、関係機関との協議</p> <p>2年目 用地買収</p> <p>3年目 用地買収</p> <p>4年目 用地買収、道路工事</p> <p>5年目 用地買収、道路工事</p> <p>6年目 道路工事</p> <p>7年目 道路工事 完成</p>		
<b>事業の必要性</b>	<b>必要性・緊急性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿線は高瀬小学校、南部中学校の通学路となっているが、現道は歩道が無い状況であり、特に登校時には自動車の通行も多く、通学の児童をはじめとした歩行者等が危険な状態である。</li> <li>・警察、教育委員会等の関係者で行った通学路の緊急合同点検で、歩道等の設置により児童の安全を確保するための対策が必要な箇所となっている。</li> <li>・日田市役所と前津江振興局を結ぶ路線として緊急輸送道路に指定されているが、幅員が十分とれておらず、交差点部においても危険な状況となっている。</li> </ul>		
	<b>整備効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の整備により、通学の児童をはじめとした歩行者等の安全確保を図る。</li> <li>・車道の整備により、自動車の安全性、走行性の向上を図る。</li> <li>・緊急輸送道路の整備により、防災機能の向上を図る。</li> </ul>		
<b>事業手法・工法の妥当性</b>	<b>費用対効果分析</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※本事業は交通安全を主目的としているため、B/Cの算出は不要であるが、参考値として下記のB/Cを算出</li> <li>・B/C=0.3</li> </ul>		
	<b>工法の妥当性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法・道路構造令等に適合した工法を採用。</li> <li>・都市計画決定に合わせたルートである。</li> </ul>		
	<b>コスト縮減</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト・コンクリート・砕石は再生資源を利用する。</li> <li>・土砂は現場内流用を行い、建設発生土を抑制する。</li> </ul>		
	<b>環境等への配慮</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市全域が景観計画区域に定められているため、周辺との調和を配慮する。</li> <li>・周知遺跡内(銭湊遺跡、条里跡(高瀬条里))であるため、文化財調査の手続きを行う。</li> </ul>		
<b>事業実施環境</b>	<b>事業の実効性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道小畑日田線道路拡幅整備促進期成会が組織されており、平成18年から毎年要望がある。</li> <li>・期成会が地元調整を積極的に行うなど非常に協力的で、事業促進に対する地権者の同意書も提出されている。</li> <li>・日田市管内国県道整備促進期成会連合会の要望にも含まれている。</li> </ul>		
	<b>事業の成立性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市都市計画マスタープラン</li> <li>・大分の道構想21</li> <li>・公安法指定道路</li> <li>・地域防災計画の避難場所(高瀬小学校・南部中学校)までの避難路</li> <li>・都市計画法第59条第2項に基づく路線</li> </ul>		
	<b>事業の特殊性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>		
<b>対応方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。</li> </ul>			



### 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		(都) 錢淵大宮線		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H26～H34	道路建設費	2車線	1,800,000	
	維持管理費		100,000	
		合 計		1,900,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H26～H34	走行時間短縮便益		610,000	
	走行費用短縮便益		522,000	
	交通事故減少便益		209,000	
	地域産業への活性化効果		0	
	自然・景観・地域文化保全への効果		0	
	合 計		1,342,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	1,600,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	460,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	460,000 / 1,600,000 = 0.29			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の整備により、通学の児童をはじめとした歩行者等の安全確保</li> <li>・緊急輸送道路の整備により、防災機能の向上</li> </ul>				

道路事業・街路事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容		
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の問題から事業が必要な主なる理由	○	通学の児童をはじめとした歩行者等の安全確保および安心・安全な都市空間の形成など		
		路線現況	路線現況	○	平日交通量3,418台/日 (H22調査)、歩行者通行量325人/12h (H22調査)		
		道路幾何構造	道路幾何構造	○	道路幅員 4.0 (5.1) m、歩道未設置で路肩幅0.5mと狭小 曲線半径45m (基準R>60m)、縦断勾配9.6% (基準i<7%)		
		緊急を要する現状の問題	交通事故発生状況	○	接触事故が5件/5年 (H21~H25) 発生		
			渋滞状況	○			
			通学路の指定状況	○	高瀬小学校の通学路に指定、児童220人中165人が当該区間を利用		
			緊急輸送道路の指定状況	○	2次ネットワーク		
			代替路の指定状況	○	県道日田鹿本線未改良のため		
			関連事業との進捗調整等	○			
			○整備効果	○整備効果	○	緊急輸送道路の整備により防災機能向上 ○車道幅員の拡幅、歩道の設置による死傷事故対策、通学路の安全確保	
事業手法 ・工法の 妥当性	○コスト削減	費用対効果分析 (B/C) 等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	○	本事業は交通安全を主目的としているため、B/Cの算出は不要であるが、参考値として下記のB/Cを算出 B/C=0.3		
		関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	○	道路法、道路標識令、道路橋示方書に適合した工法を採用		
		複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	○	都市の総合的な将来像を見据えた都市計画決定に基づいたルートである		
		コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	○	発土の現場内流用を行う。		
		○環境等への配慮	地域材、建設副産物の有効利用	○	アスファルト・コンクリート・砕石は再生資材を利用		
			自然環境への配慮	○	地形変更による影響が小さい計画としている		
			周辺の住環境への配慮	○	低騒音、低振動型の建設機械を使用する		
			景観への配慮	○	日田市全域が景観計画区域に定められているため、周辺との調和を配慮する		
			残土処理の状況	○	発土は現場内流用を行い、建設発土を抑制する。		
			文化財の保護	○	銭湯遺跡、各里跡 (高瀬系里) 内。埋蔵文化財調査を行い、関係機関と協議のうえ文化財の保護を図る		
事業の 実施環境	○事業の実効性	地元要望、協働体制	要望等の提出状況、期成会等の地元組織状況	○	県道小畑日田線道路拡幅整備促進期成会より、平成18年度から毎年要望を受けている		
		市町村の協働体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	○	日田市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている		
		用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況	○	地権者の事業の促進に対する同意書がある		
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	○	都市計画決定、文化財保護法等に係る調整事項		
		○事業の成立性	都市計画	都市計画	都市計画マスタープランに位置づけられた路線	○	都市計画マスタープランに位置づけられた路線
			上位計画等との関連	おいたの道構想2-1		○	2次ネットワーク
				交安法指定道路		○	交通安全指定道路3号該当区間 (沿線に高瀬小学校、南部中学校がある)
				地域防災計画		○	銭湯地区・銭和地区から南部中・高瀬小 (市指定避難場所) までの避難路
				事業の根拠法令・採択要件	事業の採択基準、適合状況	○	都市計画法第59条第2項に基づき事業を実施 補助事務課要に精定された事業内容、採択基準の要件に適合
		○事業の特殊性	○事業との関連	他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	○	
施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限			○			
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	○			

\* 評価項目 (小項目の細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

\* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

# 事後評価書

様式 1

年度 平成26年度

<b>事業名</b>	道路改築事業 (主)庄内久住線 五ヶ瀬工区	<b>事業主体</b>	大分県			
<b>所在地</b>	由布市庄内町五ヶ瀬～竹田市直入町芹川					
<b>事業の目的とその達成状況</b>	<p>本路線は、庄内町から直入町を經由し、久住町を結び、地域の生活や産業、文化など地域間のふれあいと交流を促進する幹線道路である。また、緊急輸送道路に指定されるとともに、由布院から長湯までの最短ルートとなっていることから、広域的な観光ルートを担う重要な路線となっている。</p> <p>しかしながら、急峻な地形を背景に交通の隘路となっており、道路交通の安全に資するため、異常気象時には事前に通行制限を行わざるを得ない状況であった。</p> <p>本事業は延長3.7kmの区間を改良し、線形不良及び幅員狭小箇所の解消を図り、安全で快適な通行を確保した。</p>					
<b>事業内容</b>	<p>事業延長 : L=3,740m                  道路幅員 : W=6.5(9.0, 12.0)m                  道路工 : L=1,314m                  トンネル工 : 3本(L=2,148m)                  橋梁工 : 2橋(L=278m)                  用地補償 : 1式                  測量調査 : 1式</p>					
<b>事業概要図</b>	<p>The map shows the project route connecting Iwayama (庄内町) to Naikuchi (直入町). Key locations marked include Iwayama (庄内町), Iwayama Station (庄内町役場), Naikuchi (直入町), Naikuchi Station (直入町役場), Nakatsu (中津), Nakatsu Station (中津町役場), and Nozutsunohara (野津原町). The project is identified as 'Main Prefectural Road Iwayama-Kuzuhime Line Road Improvement Project (Iwayama Work Area)'. Project details shown: Extension L=3,740m, Width W=6.5 (9.0) m and W=6.5 (12.0) m.</p>					
<b>事業費</b>	当初計画	10,600,000 千円	最終	8,425,000 千円	変動	0.79
<b>事業期間</b>	採択年度	平成7年度	完成(当初計画)	平成15年度 (9年間)		
	着工年度	平成7年度	完成(実績)	平成21年度 (15年間)		
<b>事業遅延の理由</b>	<p>重要構造物(トンネル・橋梁)の施工にあたり予算の集中する年度に予算の確保が困難だったため、重要構造物同士の施工期間をずらして施工を行った。その結果、多大な期間を要した。(前回(H16再評価時)からは事業期間を1年短縮)</p>					

<p>a 事業の 効果</p>	<p>①事業の機能的な効果(B/Cを含む)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員狭小・線形不良箇所が解消された。</li> <li>・当該路線整備に伴い、『水の駅おづる』が完成し、地域の活性化に寄与した。</li> <li>・事前通行規制区間の解消、災害等による通行止め件数が減少した。</li> <li>・第三次救急医療施設である大分大学医学部付属病院までの搬送時間が約7分短縮され円滑な救急医療活動を支援し県民生活の安全・安心に寄与した。</li> <li>・走行性、安全性が向上し、交通量が増加した。</li> </ul> <math>B/C = 0.1 &lt; 1.0</math></p> <p>②工法・ルート等の妥当性          当初計画とおりの工法、ルートで整備した。</p> <p>③コスト縮減対策(維持管理のコスト縮減対策も含む)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生土を現場内利用できるよう設計時から土量バランスを考慮した。</li> <li>・大部分の区間を自歩道未整備とし、幅員構成を縮小した。</li> </ul> </p>						
<p>b 事業実施 状況</p>	<p>①地元の協力の状況          本事業は、地元の理解及び協力を得、用地取得もスムーズに行われた。</p> <p>②事業実施上の特殊事情(他事業関連・用地取得・許可手続き等)          特になし</p> <p>③社会経済情勢等の変化への対応  <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費削減のため、幅員構成の変更を行った。</li> <li>・予算確保が困難だったため、重要構造物(トンネル・橋梁)の施工年度を遅延した。</li> </ul> </p>						
<p>c 事業完了 後5年 目の検 証結果</p>	<p>①自然環境・景観への影響  <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル等の建設発生土を本工区内の盛土等に有効活用し、自然環境等への影響を軽減している。</li> <li>・ガードレールの色彩を景観に配慮したダークブラウンとしている。</li> </ul> </p> <p>②生活環境への影響          本路線は急峻な地形に位置することから、落石・崩落の事前通行制限区間に指定されていたが、本事業の整備により危険性が軽減された。また、緊急輸送路としての機能向上が図られた。</p> <p>③社会的な波及効果          当該路線整備に伴い、水の駅おづるが完成した。</p> <p>④利用者・地元住民の評価や意見          庄内への移動時間が短縮され、地域振興に大きく寄与しています。          特産物の搬出等でも、大変役立っています。(地元住民)</p>						
<p>今後の 課題</p>	<p>①同種事業の今後の課題  <ul style="list-style-type: none"> <li>・大部分の区間を自歩道未整備とし、幅員構成を縮小したにより大幅なコスト縮減となったことからコスト縮減意識を持ちながら道路の持つ多様な役割と機能を十分考慮した道路の計画と設計を行うことが必要である。</li> <li>・当該事業のように重要構造物の建設が多い事業については将来の予算を見据えた適切な事業期間の設定を行うことが重要である。</li> </ul> </p> <p>②その他、特記事項          特になし</p>						
<p>対応方針 (案)</p>	<p>①当該事業に対する評価結果、及び再度の事後評価の必要性 (○印で選択)</p> <table border="1" data-bbox="316 1803 1197 1915"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>事業効果を確認(事業評価の完了)</td> <td>【評価の完了】</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>事業効果の確認は不十分(再度の事後評価を要する)</td> <td>【再度の評価】</td> </tr> </table> <p>②改善措置等の付帯意見</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	事業効果を確認(事業評価の完了)	【評価の完了】	<input type="checkbox"/>	事業効果の確認は不十分(再度の事後評価を要する)	【再度の評価】
<input checked="" type="checkbox"/>	事業効果を確認(事業評価の完了)	【評価の完了】					
<input type="checkbox"/>	事業効果の確認は不十分(再度の事後評価を要する)	【再度の評価】					

道路事業 事後評価指標

大項目	中項目	評価内容		定量的評価	個別評価	備考 (評価内容についてのコメント)	
		評価内容	評価内容				
a. 事業の効果	事業の機能的な効果	渋滞緩和	・道路改良、自転車歩行者専用等の整備により走行性が改善され、渋滞緩和が図れたか	---	---		
		①事業の機能的な効果	・歩道・自転車歩行者専用等の交通安全施設の整備により、歩行者、自転車歩行者が該当する事故が軽減されたか？	---	---		
		費用対効果分析	・最終の事業費から算出したB/C が1以上	---	0.1	幅員狭小・線形不良箇所が解消された。	
b. 事業実施状況	②工法・ルート等の妥当性	当初計画での実施	・当初事業着手した計画で確実に事業が実施できたか (地元の反対等でルートを見直ししたりしていないか)	---	---	当初計画とおりの工法ルートで整備した。	
		③コスト削減	コスト削減対策	・コスト削減への取り組みは適切におこなわれたか？。	---	○	・トンネル掘削土砂を積極的に盛土区間へ流用し、コスト削減を図った。 ・地元の理解及び協力が得られた。
		①地元の協力の状況	地元の協力	・地元の協力は得られたか。	---	○	
c. 事業完了後5年目の検証結果	②事業実施上の特殊事情 (他事業関連・用地取得・許可手続き)	他事業関連	・関連する他事業との調和が適切に行われ、相乗効果が発揮されたか。	---	---		
		用地取得	・用地取得に関して特殊な事例があった場合対応できたか。	---	---		
		許可手続き	・文化財保護法、自然公園法、他の施設管理者等との手続き及びその対応が適切に行われているか。	---	---		
③社会経済情勢等の変化への対応	変化への対応	・当初事業着手した計画で確実に事業が実施できたか (地元の反対等でルートを見直ししたりしていないか)	---	---	○	・事業費削減のため、幅員構成の変更を行った。 ・重要構造物(トンネル・橋梁)の施工年度を遅延した。	
	①自然環境・景観への影響	自然環境への影響	・自然環境へ保全や軽減措置が適切であったか。 →その後の調査結果等	---	○	トンネル掘削土砂を積極的に盛土区間へ流用し、環境負荷の低減を図った。	
	景観への影響	・設置した構造物等が周辺景観と調和しているか。	---	○	○	ガードレールの色彩を景観に配慮したダークグレイウンとした。	
④利用者・地元住民の評価や意見	②生活環境への影響	生活環境への影響	・生活環境への影響の対応が適切であったか。 (水質等) →適切な調査や補償がおこなわれているか。	---	○	事前通行制限区間に指定されていたが、本事業の整備により危険性が軽減された。	
	③社会的な波及効果	社会経済的影響	・副次的な効果も含めて、波及効果があったか。	---	○	当路線整備に伴い、水の取おづるが完成した。	
	④利用者・地元住民の評価や意見	利用の配慮	・道路の利用者への配慮が行われたか。 利用者に対する安全等が確保されているか。	---	○	区内への移動時間が短縮され、地域振興に大きく寄与しています。	
評価指標	評価が『○』の場合 → 道路整備により、事業効果が発現している。 評価が『△』がある場合 → 概ね事業効果が発現しているが、課題等について今後も継続して対応が必要である。 評価が『×』がある場合 → 緊急な対応及びフォローアップをおこなう必要がある。						



## 再 評 価 書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等	地域ため池総合整備事業 ・ 北杵築地区						
所在地・工区名	杵築市大字船部						
事業の目的	ため池整備 : ため池の下流人家、公共施設、農地等の被害を未然に防ぐ。						
再評価基準	大分県公共事業評価要領第2条(2)オ 「社会経済情勢の急激な変化等により、再評価を実施する必要が生じた事業」(3割以上の増)						
未着工・未完了の理由	—						
事業採択年度	採択年度:平成23年度		着工年度:平成23年度				
事業実施予定期間	当初: H23~H27		変更: H23~H30				
事業の概要 全体事業概要	計画概要	<p>【事業計画の概要】当初:ため池改修1ヶ所、漏水対策1ヶ所、ハザードマップ作成4池 第1回変更:ため池改修2ヶ所、漏水対策1ヶ所、ハザードマップ作成4池</p> <p>【当初計画事業費・計画期間・工種】 事業費:265,000千円、期間:H23~H27、工種:ため池改修1ヶ所、漏水対策1ヶ所、ハザードマップ作成4池</p> <p>【第1回変更計画事業費・計画期間・工種】 事業費:525,000千円、期間:H23~H30、工種:ため池改修2ヶ所、漏水対策1ヶ所、ハザードマップ作成4池</p>					
		当初計画	第1回変更(H26年)		第 回変更(H 年)		
	計画期間	H23~H27		H23~H30			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	ため池改修	1ヶ所	226	2ヶ所	485		
	漏水対策	1ヶ所	31	1ヶ所	32		
	ハザードマップ作成	4池	8	4池	8		
	計		265		525		
変更内容・理由	<p>当初計画時、払川池については、下流域の浸水想定(ハザードマップ作成)を実施することとしていた。事業実施中の踏査で、堤体下流で許容量を超える漏水が確認され、堤体の安全性が損なわれていることが判明した。よって、今回、堤体の全面改修を行い、農業・公共被害の未然防止を図る必要が生じた。これにより、総事業費の増及び工期の延長を行いたい。</p>						
事業費の推移	事業進捗の状況	<p>【事業進捗】当初計画分では、平成26年度末で92%となっていた。今回の変更で47%となり、完了予定年度を平成30年度までとしている。</p>					
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工 種	進捗率%	摘要
	全体(当初)	525	単位:百万円				
	H23	20	20	測量設計・用地取得等	4%		
	H24	85	105	ため池改修1ヶ所	20%		
	H25	115	220	(ため池改修1ヶ所)・ハザードマップ作成	42%		
	H26	25	245	漏水対策工事	47%		
	H27	29	274	測量設計・用地取得等	52%		
	H28	114	388	ため池改修1ヶ所	74%		
	H29以降残	137	525	(ため池改修1ヶ所)・ハザードマップ作成	100%		

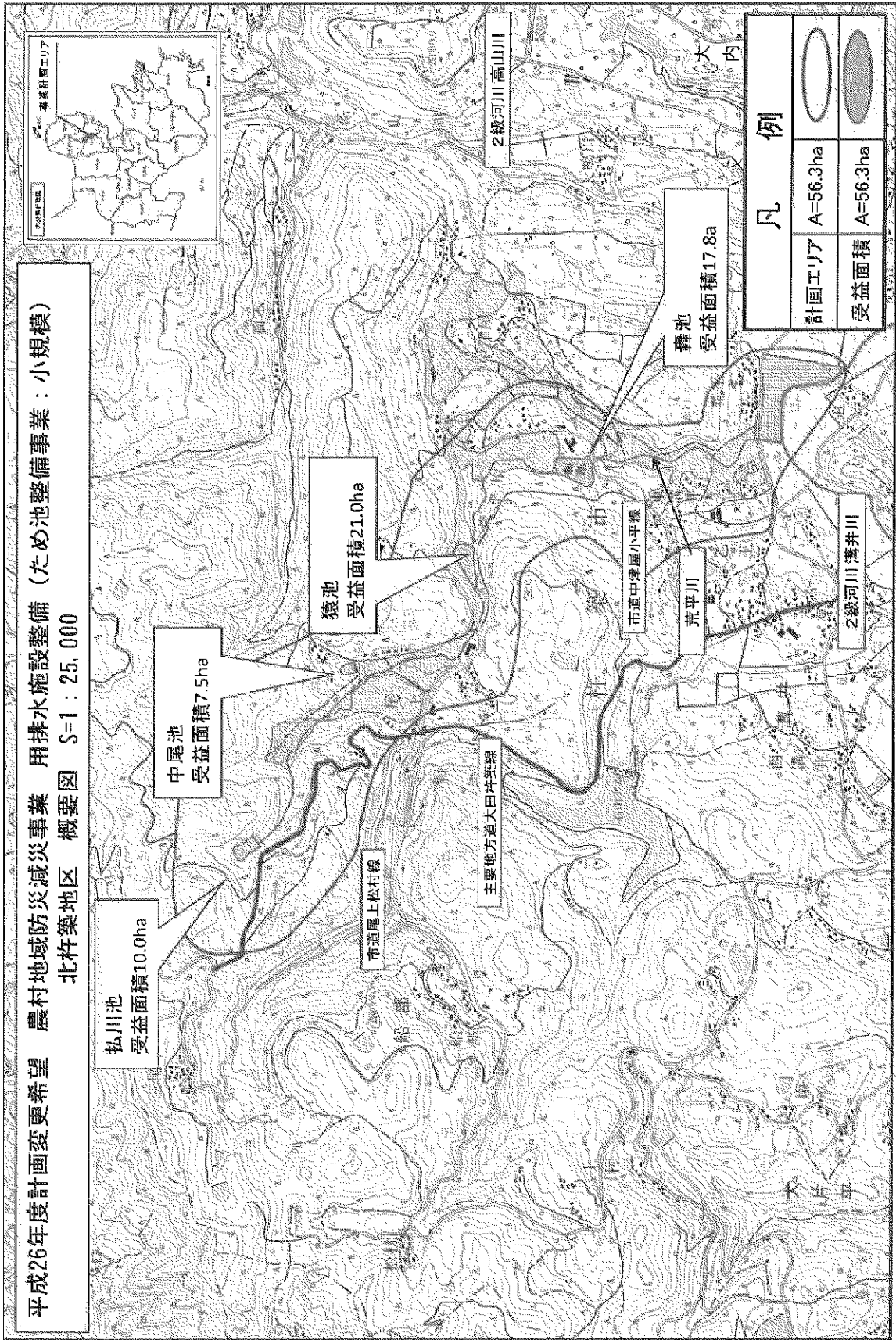
再評価書

様式2-2

事業環境の変化	現場状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	事業実施中の踏査で、堤体下流で許容量を超える漏水が確認され、堤体の安全性が損なわれていることが判明した。		
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。</li> <li>H25. 10 地元→市 弘川溜池の改修に関する要望</li> <li>H25. 10 市→県 本事業の計画変更要望</li> </ul>		
事業の必要性	必要性・緊急性	事業実施中の踏査で、堤体下流で許容量を超える漏水が確認され、堤体の安全性が損なわれていることが判明した。放置すれば、ため池の堤体が決壊する恐れがあることから下流域まで被害が発生するため、早急な改修が必要である。(現在では貯水位を下げている)		
	整備効果	保全人家戸数、保全人数 : 3戸、3名 重要な公共的施設の有無と施設名 : 市道:中津屋小平線、横断一号線、神社仏閣:轟地蔵など 保全農地面積 : 農地 20.0ha		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時
			1.28	1.75
	費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修するため池の数が変更となり、改修により被災を免れる区域の増加があったため、費用便益が増額となった。</li> </ul>		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省の技術基準等に準じて計画しているため妥当である。</li> </ul>		
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土は、極力近隣の他事業と調整を図ることで運搬距離の短縮によるコスト縮減に努める。</li> <li>・工法の比較検討を行い、経済的な工法を採用している。</li> </ul>		
環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・杵築市の策定した農村環境整備マスタープランに基づき計画している。</li> <li>・残土処理については、他事業とも連携し流用を図る。</li> <li>・文化財の保護については、教育委員会と協議し必要な対策を行う。</li> </ul>			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元要望は強く、水利組合を中心とした協力体制は出来ている。</li> <li>・杵築市に事業専属のスタッフが配置されており協力体制は出来ている。</li> <li>・地元理解も高く、用地取得には問題が無い。</li> <li>・関係法令(土地改良法等)に基づく調整は終了している。</li> </ul>		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の採択要件は満たしている。</li> <li>・他事業との関連は無い。</li> </ul>		
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元理解が高く、施工時期、期間の制限は特に無い(休耕期間は通常1年)。</li> <li>・県営事業でのため池の改修は、多数の実績があり、技術的には問題がない。</li> </ul>		
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更を実施し、継続</li> </ul>		
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最上流部のため池が決壊し、下流域への甚大な被害をもたらす危険性を緊急に排除するためにも喫緊の改修が必要であるため。</li> </ul>		

# 事業箇所位置図

平成26年度計画変更希望 農村地域防災減災事業 用排水施設整備 (ため池整備事業：小規模)  
北杵築地区 概要図 S=1:25,000



凡 例	
計画エリア	A=56.3ha
受益面積	A=56.3ha

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		地域ため池総合整備事業 北杵築地区		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H23～H70	轟溜池	全面改修	160,271	
	中尾溜池	漏水防止工	82,736	
	払川溜池	全面改修	213,635	
		合 計		456,642
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H23～H70	災害防止効果(農業関係資産)		1,171,296	轟溜池、中尾溜池、払川溜池
	災害防止効果(一般資産)		655,056	〃
	災害防止効果(公共資産)		239,568	払川溜池
	維持管理費節減効果		-6,336	轟溜池、中尾溜池、払川溜池
		合 計		2,059,584
総費用額 (C)	606,802	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	1,063,917	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	1,063,917千円 / 606,802千円 = 1.75			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

## 再評価チェックリスト (ため池整備事業)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)	
事業の必要性	整備が必要な主たる理由	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	想定される浸水被害に対して、3戸、農地20ha、農業施設等を保全し住民の生命・財産を守る (変更なし)	
		緊急を要する現状の課題	想定される浸水被害による人的被害	■	■	3人 (変更なし)	
			想定される浸水被害による公共施設等の被害	■	■	市道：中津屋小平線、横断一号線、神社仏閣：轟地蔵など (変更なし)	
			想定される浸水被害による農地・農業用施設等の被害	■	■	農地の流出、埋没 20.0ha、JA製茶工場、農業用倉庫34棟など (変更なし)	
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	老朽化、漏水等により所要の機能が確保されていない	■	■	前法為配1:1.8 (安定為配1:3.0)、後法為配1:1.8 (安定為配1:2.5)、洪水仕7.4×H2.5 (81.0×H2.2)、漏水量78L/min/100m (判定値60L/min/100m)	
		事業実施により得られる効果	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	—	—		
	事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析 (B/C) 等	費用便益分析 (B/C) 等	保全人家戸数、保全人数	■	■	3戸、3名 (変更なし)
				重要な公共的施設の有無と施設名	■	■	市道：中津屋小平線、横断一号線、神社仏閣：轟地蔵など (変更なし)
		○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	保全農地面積	■	■	農地 20.0ha (変更なし)
			複数案の検討	B/C1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	■	■	B/C=当初1.28 (>1.00) 変更1.75 (>1.00)
○コスト削減		コスト削減に向けた具体的施策	関係法令、技術上の基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用しているか	■	■	土地改良事業設計指針「ため池整備」に基づき、適合した工法を採用している。 (変更なし)	
		地域材、建設副産物の有効利用	事業の効果と経済性において複数案の検討がされている	■	■	地元要望を踏まえ、地域の条件に応じた工法等を検討し、経済的な工法としている。 (変更なし)	
事業実施環境	○環境等への配慮	自然環境への配慮	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	工法の比較検討を行い、経済的な工法を採用している。 (変更なし)	
		周辺の住環境への配慮	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	残土は、極力近隣の他事業と調整を図ることで運搬距離の短縮によるコスト削減に努める。 (変更なし)	
		景観への配慮	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	残土は、極力近隣の他事業と調整を図ることで運搬距離の短縮によるコスト削減に努める。 (変更なし)	
		残土処理の状況	自然環境への配慮	■	■	低排出ガス型の建設機械を使用する。 (変更なし)	
	○事業の実効性	地元要望、協力体制	周辺の住環境への配慮	■	■	工事用道路の防塵対策、低騒音型機械の採用、作業時間帯の制限 (変更なし)	
		市町村の協力体制、支援体制	景観への配慮	■	■	盛土部は張芝工を行うなど配慮している。 (変更なし)	
	○事業の成立性	用地取得の難易度	残土処理量の削減対策と処理地での環境配慮を行う	■	■	残土処理量：5,900m <sup>3</sup> 隣接工事への流出については、施工時に可能な限り調整する予定である。 残土処理地：土取場へ搬入後、駿地(予定) 処理地での対策：植生、制津や暗渠の整備による土砂流出対策の実施 (変更なし)	
		法令等に基づく調整事項	文化財等の調査及び保護を行う	■	■	文化財調査については教育委員会と調整済みであり問題ない (変更なし)	
		上位計画等との関連	地元要望、協力体制、要望等	■	■	H25年10月地元からの要望書が提出されており、事業実施の理解も得られている	
		事業の根拠法令・採択要件	市町村の協力体制、支援体制	■	■	地元説明や用地取得に関して、市も一体となって説明・交渉等を行っている。 (変更なし)	
○事業の特殊性	他事業との連携	地域地権者等の同意又は理解が得られている	■	■	地元、受益者負担の100%同意がとれている。		
	施工時期、期間の制限	法令等に基づく調整事項	■	■	河川協議、道路協議が必要であるが、事前協議済みである。 (変更なし)		
事業実施環境	技術的難易度	農山漁村地域整備計画に位置付けられた事業である	■	■	位置付けられている。 (変更なし)		
		地域防災計画等関連する計画への位置付けがある	■	■	梓桑市農業振興地域整備計画に位置付けられている。 (変更なし)		
		事業実施に係る根拠法令 (条項)	■	■	土地改良法第6条第2項の1に基づき事業を実施 (変更なし)		
		事業の採択要件を満たす	■	■	地域たため池総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業。 (変更なし)		
		他事業との連携	■	■			
		他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	—	—			
		工事の時期、期間に制限がある (観光地等)	■	■	地元と休耕する協議を行い、通年施工での実施を検討し、工期は1年6ヶ月を見込んでいる。 (変更なし)		
		技術的難易度	■	■	標準的なため池整備工事であり技術的に施工は可能である。 (変更なし)		

\* 評価項目 (小項目の細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「■」、該当するが不適であれば「□」、該当しなければ採択は不可とする。

\* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「■」でなければ採択は不可とする。

※  太枠着色部は、修正不可 (様式統一項目)

## 再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等	都市公園事業 ・ 豊岡公園						
所在地・工区名	速見郡日出町大字豊岡						
事業の目的	・当公園は、住民及び多数の利用客に、いつでも気軽に緑に親しめるよう供せられることを目的に、また、津波等災害時の一次避難地ともなりうる公園として整備するものである。						
再評価基準	・大幅な計画変更が予定される事業						
未着工・未完了の理由	・平成9年度より事業着手し、平成16年度までの間、用地買収をおこなってきたが、本町は市町村合併をしない方向となり、平成17年度から平成21年度まで「行財政改革プラン」に基づき公園補助事業の要望を控え、さらには、当公園の計画の見直しを検討するため、現在まで休止している状況である。						
事業採択年度	採択年度： 平成9年度			着工年度： 平成9年度			
事業実施予定期間	当初：平成9年度 ～平成16年度 変更： ～平成28年度 変更： ～平成33年度						
事業の概要	計画概要						
	・当初計画面積 A=8.7ha → 変更計画面積 A=4.4ha						
	・当初計画事業費：2,500百万円 計画期間：平成9年度～平成16年度 工種：運動施設工他						
	・第2回計画変更年度：平成21年度 変更事業費：2,278百万円 変更計画期間：平成9年度～平成28年度						
	・第3回計画変更年度：平成26年度 変更事業費：1,236百万円 変更計画期間：平成9年度～平成33年度 主な工種：園路・修景施設・便益施設・遊具施設工・展望台他						
		当初計画		第2回変更(H21年)		第3回変更(H26年)	
	計画期間	H9～H16		H9～H28		H9～H33	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	施設	1式	1,471	1式	1,220	1式	440
	用地	1式	1,029	1式	1,058	1式	796
計		2,500		2,278		1,236	
変更内容・理由	・平成20年度に、当地区以外の場所にスポーツ施設を確保したため、町全体の公園配置計画を見直すことにより、当公園の施設配置を見直し、要望の多かった自然や景観を活かした公園計画に変更し、事業を再開していきたい。						
事業費の推移	事業進捗の状況						
	・平成9年度から平成16年度まで用地買収をおこなってきたが、平成17年度より行財政改革プランにより事業休止してきたため、施設整備は全く進んでいない状況である。事業実施は、平成27年度以降となり、切迫財政の中、コスト縮減、計画施設の検討をおこない、事業再開していきたい。						
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要	
	全体(当初)	2,278	単位：百万円				
	H20年度まで	753	753	用地買収・測量	33		
	H21	0	753	休止	33		
	H22	0	753	休止	33		
	H23	3	756	休止	33.1		
	H24	0	756	休止	33.1		
	H25	0	756	休止	33.1		
	H26	0	756	休止	33.1		
	H27	62	818	用地買収・補償 測量設計	35.9		
	H28	70	888	用地補償 施設整備	38.9		
H29以降残	348	1,236	施設整備	54.2			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	公園配置計画状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	・前回の評価時では、運動施設を主とした計画により、公園整備をおこなうよう計画していたが、平成20年度に企業が所有していた運動施設を町が購入することとなり、都市公園化したため、コスト縮減の検討や計画施設の再検討をおこないながら、日出町全体の公園計画の見直しを図った。																
	地元情勢の変化	・前回評価時から、自然や景観を活かしたコスト縮減案にて計画施設を検討し、去る平成26年8月27日に地元説明会にて今回の計画を提示し、事業実施、用地取得について、地元の理解、協力は得られている。																
事業の必要性	必要性・緊急性	・周辺には住宅団地があり、備蓄倉庫等災害応急対策施設や、津波等災害時の一次避難地となるオープンスペースの確保が必要である。また、都市公園移動円滑化基準に適合させるための公園施設整備を充実していく必要がある。																
	整備効果	<p>・緑の整備として、一人当たりの公園面積の増及び、災害時の一次避難地としての整備が図られる。</p> <p>○一人当たり公園面積(基準:10㎡) 【前回】 22.6㎡ → 【今回】 21.1㎡</p> <p>○都市公園移動円滑化基準に適合する公園の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>(園路・広場)</td> <td>: 基準 45%</td> <td>【整備前】 21.4%</td> <td>→</td> <td>【整備後】 26.6%</td> </tr> <tr> <td>(駐車場)</td> <td>: 基準 35%</td> <td>【整備前】 83.3%</td> <td>→</td> <td>【整備後】 85.7%</td> </tr> <tr> <td>(便所)</td> <td>: 基準 30%</td> <td>【整備前】 42.9%</td> <td>→</td> <td>【整備後】 46.7%</td> </tr> </table> <p>○一人当たりの避難地面積 (防災公園の広域避難地 基準 : 2.0㎡以上) 【整備前】 1.17㎡ → 【整備後】 7.5㎡</p>			(園路・広場)	: 基準 45%	【整備前】 21.4%	→	【整備後】 26.6%	(駐車場)	: 基準 35%	【整備前】 83.3%	→	【整備後】 85.7%	(便所)	: 基準 30%	【整備前】 42.9%	→
(園路・広場)	: 基準 45%	【整備前】 21.4%	→	【整備後】 26.6%														
(駐車場)	: 基準 35%	【整備前】 83.3%	→	【整備後】 85.7%														
(便所)	: 基準 30%	【整備前】 42.9%	→	【整備後】 46.7%														
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H21 再評価時	今回 再評価時													
			—	4.37	10.21													
	費用便益の分析	・大規模公園の費用対効果分析マニュアルを使用し算出している。自然環境を主とした整備であるため、環境による効果が大きいと判断される。また、防災機能ありで算出している。																
	工法の妥当性	日出町全体の公園配置計画の見直しにより、運動施設を主とした施設内容から、自然を主とした施設内容に変更する。工法においては、都市公園整備に係る技術基準を採用する。																
	コスト縮減	・工事による発生土は、土砂収支を均衡させ、計画内で処理し、コスト縮減の検討をおこなう。また、できる範囲内で、草刈り、清掃等の維持管理は地元住民によりおこない、管理費用の削減をおこなう。																
	環境等への配慮	できるだけ現況を活かし、既存の植生や樹木等を残しながら整備し、周辺の自然環境への配慮をおこなう。 緑地率 前回43% → 今回64% (都市公園法基準:30%~80%)																
事業実施環境	事業の実効性	<p>・地元の理解、協力は得られている。(平成26年8月27日 地元説明会)</p> <p>・用地の取得に関しても、ほぼ問題ないが、相続関係者が多数の場所があり、多少時間を要する。</p>																
	事業の成立性	<p>・都市公園として、都市計画決定済。現面積:8.7ha</p> <p>・大分県都市計画区域マスタープラン(H23.3)において、概ね10年以内に事業化を目標とする公園としている。</p> <p>・日出町地域防災計画では、避難地として位置づけされている。</p> <p>・都市計画法第63条第1項に基づく事業実施を予定。</p> <p>・国土交通省都市公園事業採択要件を満たす。</p>																
	事業の特殊性	該当なし。																
対応方針	対応方針案	・事業再開																
	理由	<p>・平成9年度より事業着手し、用地買収を進めてきたが、現状では、一部の供用開始も難しいため、引き続き用地買収をおこない、施設整備を進め、早く供用開始をおこない、心とからだのリフレッシュゾーンとして健康増進や快適性の向上を図るとともに、津波等災害時の一次避難地にもなり得る公園整備を進めていきたい。</p>																





費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		都市公園事業 豊岡公園		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H9~H83	公園建設費	A=4.0ha	1,236,000	
	維持管理費	年40,000千円	2,000,000	
		合 計		3,236,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H34~H83	直接利用価値(旅行費用法)		7,068,000	
	間接利用価値	環境	26,335,000	
		防災	39,804,000	
		合 計		73,207,000
総費用額 (C)	1,923,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	19,630,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	19,630,000 / 1,923,000 = 10.21			
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

都市公園事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況(前回評価からの変化点及び現状)
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要となる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	住民及び多数の利用者に、いつでも気軽に緑に親しめるよう供せられることを目的に、また、津波等災害時の「一次避難地」となる公園として整備が必要である。
		緊急を要する現状の課題	災害応急対策施設の設定 少子高齢化への対応・バリアフリーの実施 身近なみどりの整備	□ ■ □	■ ■ □	津波等災害時の「一次避難地」として、備蓄倉庫等災害応急施設を設置する。 都市公園移動円滑化基準に適合する公園施設(園路・便所・駐車場)を整備する(変更なし)
○整備効果	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に 著しい影響が生じる	□	□	
		事業実施により得られる効果	みどりの整備 災害時避難地の整備 ユニバーサル社会の実現	■ □ □	■ ■ ■	一人当たり公園面積(基準:10㎡) 【前回】22.6㎡ → 【今回】21.1㎡ 一人当たり避難地面積(防災公園の広域避難地基準:2.0㎡以上) 【整備前】1.17㎡ → 【整備後】7.5㎡ 都市公園移動円滑化基準に適合する公園の割合 (園路・広場: 基準45%) 【整備前】21.4% → 【整備後】26.6% (園路・広場: 基準38%) 【整備前】183.3% → 【整備後】185.7% (便所: 基準30%) 【整備前】42.9% → 【整備後】46.7%
事業手法・ 工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用対効果分析(B/C)等	費用対効果分析(B/C)	■	■	(前回)4.37→(今回)10.21 ※防災機能あり
		関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	都市計画法、都市公園整備に係る技術基準に適合した工法を採用(変更なし)
○工法の妥当性	権教案の検討	権教案の検討	候補地の妥当性 施設内容の妥当性	■ ■	■ ■	日出町の公園配置の検討により、都市計画決定したものである。(変更なし) 日出町全体の公園配置計画の見直しにより、運動施設を主とした施設内容から自然を主とした施設内容に変更する。
		コスト削減に向けた具体的施策	効率的な用地確保による公園整備 民間活力の導入 管理費用の削減	■ □ ■	■ □ ■	部分的にも供用開始のできるよう一回の用地を効率的に確保する。 公園内の清掃、除草等の維持管理はできるだけ住民によりおこない、管理費用の削減をおこなう。
○環境等への配慮	景観への配慮	景観への配慮	周辺自然環境への影響や負荷軽減対策	■	■	工事による発生土は、土砂収支を均衡させ、計画内でできるだけ処理し、近隣住民への配慮をおこなう。 できる限り理髪を活かし、既存の植生や樹木等残し、既存の植生や樹木等残し、自然環境への配慮をおこなう。 緑地率(都市公園法基準:30%~80%) 【前回】43% → 【今回】64% なるべく既存の植生や樹木等残し、CO2の削減を図るとともに、ヒートアイランド現象を軽減する。
		残土処理の状況	残土処理量の削減対策と処理地での環境配慮	■	■	自然景観に配慮した色彩での施設整備をおこなう。 工事による発生土は、土砂収支を均衡させ、計画内でできるだけ処理し、環境配慮をおこなう。(変更なし)
○事業の実効性	上位計画等との関連	上位計画等との関連	文化財の保護	■	■	文化財担当課(日出町生涯学習課)へ確認し、文化財に該当するものは無い。 平成26年8月27日の地元説明会において、本計画の理解、協力は得られている。
		事業の採択要件	要書提出の有無、提出時期、要書主体、期成会の発足等 市町村の協力体制・要望 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項	■ □ ■ ■	■ □ ■ ■	相談関係者が多数の場所有り、多少の時間を要する。(変更なし) 都市計画決定済である。今後は、住民の意向や社会状況の変化や動向に応じて都市計画決定の変更手続きをおこなっていく予定。 都市計画決定済である。今後は、住民の意向や社会状況の変化に応じて変更手続きをおこなっていく予定。 現状面積:8.7ha 変更予定面積:4.4ha 大分県都市計画区域マスタープラン(H23.3)において概ね10年以内で整備もしくは事業化を目標とする公園としてあげられている。
○事業の特殊性	他事業との関連	他事業との関連	地域防災計画等への位置づけ 事業の規模法令・採択要件	■ ■	■ ■	日出町地域防災計画では、避難地としてあげられている。 都市計画法第63条第1項に基づき事業を実施。 国土交通省都市公園事業新規事業採択要件を満たす(防災公園として)
		施工時期・期間の制限	事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	
○事業の特殊性	技術的難易度	技術的難易度	施工時期・期間の制限 技術的難易度	□ □	□ □	

\* 評価項目(小項目細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

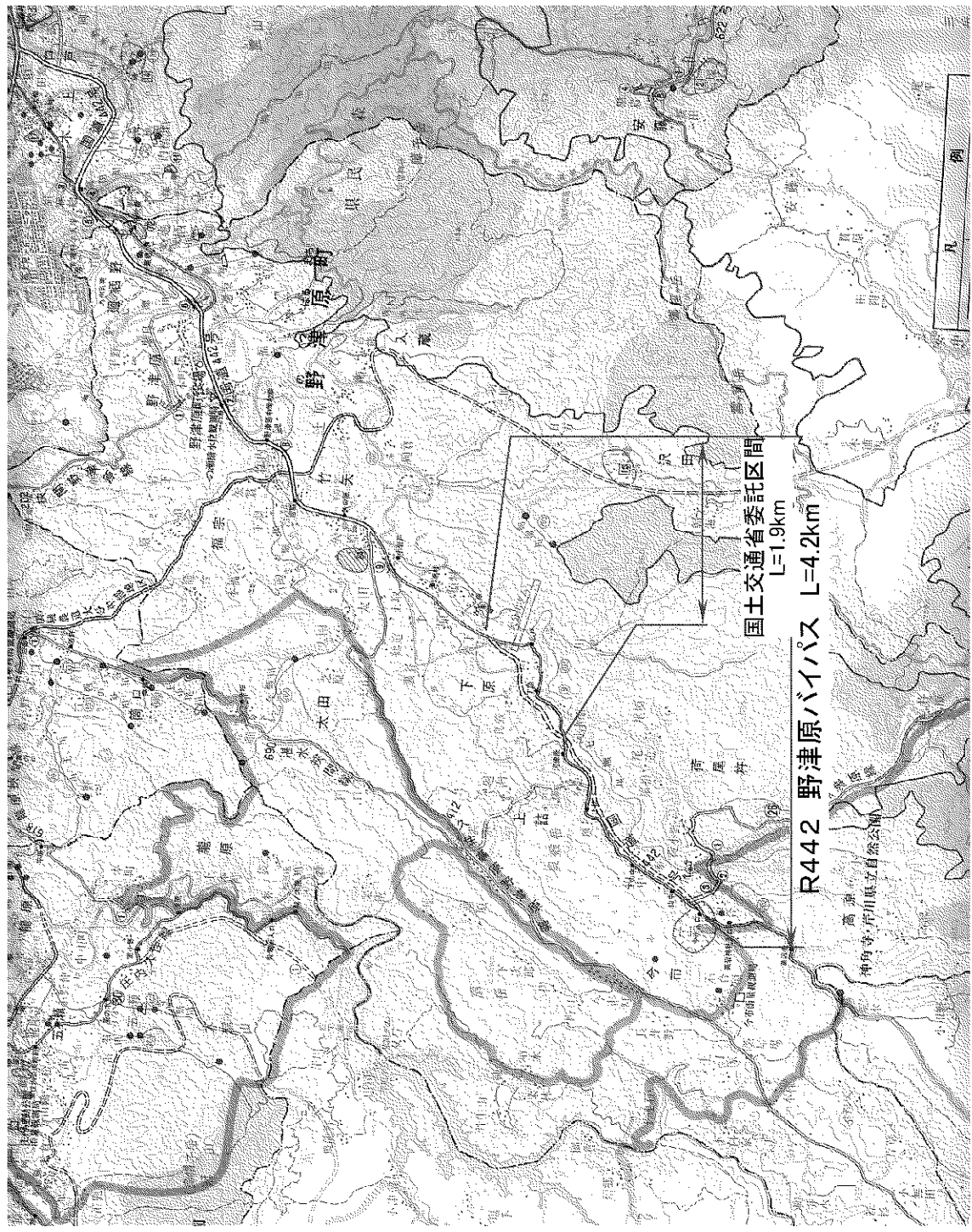
事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業 ・ 一般国道442号 野津原バイパス						
所在地・工区名		大分市下詰～今市						
事業の目的		・本区間は大分川ダムの整備事業にあわせて、線形不良及び幅員狭小箇所を2車線のバイパス整備により、安全性の確保等を図る。						
再評価基準		再評価後5年未完成						
未着工・未完了の理由		用地取得に時間を要したため						
事業採択年度		採択年度： 平成12年度			着工年度： 平成12年度			
事業実施予定期間		当初： 平成12年度～平成21年度			最終変更： 平成12年度～平成29年度			
事業の概要	全体事業概要	計画概要						
		【延長・幅員】L=4,200m、W=6.0(9.75)m						
		【構造規格】第3種第3級、設計速度V=50km/h、計画交通量2,500台/日(H42)						
		【重要構造物】橋梁 6橋(橋長 L=235m、112m、91m、124m、69m、35m)						
			当初計画		第1回変更(H21年)		第2回変更(H26年)	
		計画期間	H12～H21		H12～H24		H12～H29	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		延長	L=4,200m		L=4,200m		L=4,200m	
		幅員	W=6.5(11.0)m		W=6.0(9.75)m		W=6.0(9.75)m	
		道路工	3437m	3,924	3437m	4,839	3524m	4,889
		橋梁工	5橋(763m)	1,553	5橋(763m)	2,335	6橋(666m)	2,035
		用地補償費	1式	423	1式	426	1式	426
計		5,900		7,600		7,350		
変更内容・理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路線形を見直し、橋梁計画の見直しを行った結果、事業費減となった。</li> <li>・用地取得に時間を要したため、事業期間が5年間延長となった。</li> </ul>						
事業進捗の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度末の進捗率は97.4%(事業費ベース)、用地進捗率は99.8%(事業費ベース)となっている。</li> </ul>						
事業費の推移	事業費の推移	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要
		全体(当初)	7350					
				単位:百万円				
		H20年度まで	5442	5442	測量設計、用地買収、改良工、橋梁工		74.0%	
		H21	650	6092	測量設計、用地買収、改良工、橋梁工		82.9%	
		H22	350	6442	用地買収、改良工、橋梁工		87.6%	
		H23	320	6762	用地買収、改良工、橋梁工		92.0%	
		H24	257	7019	用地買収、改良工、橋梁工		95.5%	
		H25	141	7160	用地買収、改良工、橋梁工		97.4%	
		H26	10	7170	用地買収、改良工		97.6%	
		H27	10	7180	用地買収		97.7%	
		H28	100	7280	改良工		99.0%	
H29以降残	70	7350	改良工		100.0%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆交通量、利用形態については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変化はない。 ・交通量: 前回評価(H17センサ: 交通量1118台/日) ・本路線は、地域住民の生活を支える道路であり、大分市中心部と豊肥地域の広域交流の促進を支える重要な路線である。		
	地元情勢の変化	◆地元情勢については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。 ・関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 H11.12 事業着手要望 大分市(旧野津原町) 毎年次 事業進捗要望 一般国道442号(大分市~大川市)道路整備期成会		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆事業の必要性・緊急性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・現道の線形不良及び幅員狭小箇所があり難合に支障が生じている。 ・歩道が未整備で有り、安全な歩行空間が確保されていない。 ・過去に交通事故が発生している。 ・過去に落石、路肩決壊による通行止めが発生している。		
	整備効果	◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・線形不良、幅員狭小箇所の解消及び歩道設置により安全性が向上。 ・防災上の要対策区間の回避による災害時の緊急輸送路の確保。 ・交通事故の危険性が減少。 ・生活道路の利便性が向上し、地域間交流の活性化が期待。		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	H21 再評価時	今回 再評価時
		作成していない	1.1	0.8 (残事業3.0)
	費用便益の分析	前回: 総費用C=83.14億円、総便益B=88.06億円⇒B/C=1.1 今回: 総費用C=93.37億円、総便益B=77.15億円⇒B/C=0.8 ・総費用の増は事業期間の延期に伴うものであり、総便益の減は、計画交通量の見直しに伴うものである。		
		◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・道路構造については道路構造令を満足するものとなっている。 ・現道拡幅案、バイパス案2案の3案比較を行い、ルートを選定している。		
コスト縮減	・道路線形を見直し、橋梁のコスト縮減を行った。			
環境等への配慮	◆環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・事業箇所はバイパス整備であり、人家の連なる現道の交通量が著しく減少するため、沿道住民の良好な生活環境保全への寄与が期待できる。 ・防護柵は大分市景観計画の環境配慮色を使用し、法面部は植生を行うことにより周辺景観との調和を図る。			
事業実施環境	事業の実効性	・国道442号改良促進期成会から要望書提出、例年期成会から事業促進要望あり。 ・これまでも地権者には事業趣旨の説明を行っており、本事業に対しては概ね同意を得ている。		
	事業の成立性	◆事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・大分川ダム整備事業関連事業として実施している。 ・道路法第十二条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とするべく事業実施している。 ・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2005」、「おおいた土木未来プラン2005」、「大分県中長期道路整備計画『おおいたの道構想21』」に基づき、事業実施している。 ・社会資本整備総合交付金事業の採択基準に基づき事業を実施		
	事業の特殊性	◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・本事業は、急峻な地形内の道路整備で、かつ大規模構造物が存在するため施工に期間を要している。しかし、特に技術的に困難な工法を要していない。		
対応方針	対応方針案	・「継続」		
	理由	・残事業B/Cは3.0であり、事業効果は高い。 ・地元からの早期事業完成に対する要望も強い。		

# 事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改良事業 一般国道442号 野津原工区				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H12~H79	道路建設費	完成2車線	6,958,000	(残事業 167,000)
	維持管理費	補助国道	1,462,000	(残事業 33,000)
				(残事業 156,000)
		合 計		8,420,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H30~H79	走行時間短縮便益		16,672,000	(残事業 1,048,000)
	走行費用短縮便益		2,152,000	(残事業 131,000)
	交通事故減少便益		577,000	(残事業 61,000)
				(残事業 1,239,000)
	合 計		19,401,000	割引前の総便益
総費用額(C)	9,337,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業 166,000)		
総便益額(B)	7,715,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 (残事業 493,000)		
費用便益 比率(B/C)	$\frac{7,715,000}{9,337,000} = 0.83$ $\frac{(残事業 493,000)}{166,000} = 2.98$			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分川ダム事業とあわせた地域産業及び地域間交流の活性化</li> <li>・歩道設置、交通の分散による安全性の向上</li> </ul>				

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト（作成例）

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）		
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由		■	線形不良及び幅員狭小箇所の解消等による走行環境の改善（変更なし）		
			路線現況		■	平日交通量1118台/日（H17センサス）（変更なし）		
			道路幾何構造		■	道路最小幅員3.1m、歩道未設置と狭小（変更なし） 曲線半径30m以下（基準R>100m）2箇所（変更なし）		
			緊急を要する現状の課題		■	死傷事件発生 H9、H10、H18、H20、H24		
			洪水状況		□			
			通学路の指定状況		■	野津原西部小学校の通学路に指定（変更なし）		
			緊急輸送道路の指定状況		■	Dルート、第1次緊急輸送道路（変更なし）		
			代替路の指定状況		■	迂回が必要な場合は、県道久住高野津原線を迂回路として利用		
			関連事業との進捗調整等		■	大分川ダム整備事業にあわせてバイパスを計画（変更なし）		
			○整備効果		整備効果		■	緊急輸送道路（Dルート）の整備により防災機能向上（変更なし） ■
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方		■	B/C（前回）1.1（今回）0.8 事業費・交通費の変動による		
			関係法令・技術基準等との適合		■	道路法、道路構造令、道路標示令に適合した工法を採用（変更なし）		
			複数案の検討		■	現道拡幅案、バイパス案2案の3案比較を行い、最も経済的なルートを選定（変更なし）		
			コスト削減に向けた具体的施策		■	道路縮減を見直し、橋梁のコスト削減を行った（変更なし）		
			地域材、建設副産物の有効利用		■	現場発生土は現場内流用し、資材は原則再生材を利用（変更なし）		
			○環境等への配慮		環境等への配慮		□	
			周辺の住環境への配慮		■	低騒音、低振動型の建設機械を使用（変更なし）		
			景観への配慮		■	防護柵は大分市景観計画の環境配慮色を使用し、法面部は植生を行い周辺景観との調和を図る（変更なし）		
			残土処理の状況		■	発生土は現場内流用し、不足土は他公共工事から流用（変更なし）		
			文化財の保護		■	埋蔵文化財分布調査により問題なし（変更なし）		
事業 実施環境	○事業の実効性	地元要望、協働体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況		■	回通442号改良促進期成会から要望書提出、例年期成会から事業促進要望あり（変更なし）		
			市町村の協働体制		□			
			用地取得の難易度		■	地権者も含めた関係住民に対する意見交換会を開催してきており、概ね事業への同意を得ている。（変更なし）		
			法令等に基づく調整事項		■	自然公園法、文化財法保護法等の手続きを確認した結果、手続不要箇所である（変更なし）		
			○事業の成立性	上位計画等との関連	都市計画		□	
					おおいの道構想2-1		■	第2次ネットワークで防災対策を図る路線（変更なし）
					安交法指定道路		■	交通安全指定道路3号該当区間（付近に野津原西部小学校）（変更なし）
					地域防災計画		■	野津原西部小学校、荷小野公民館への避難経路として利用（変更なし）
					事業の実効性		■	道路法第12条に基づき事業を実施（変更なし）
			○事業の特長性	施工時期、期間の制限	事業の根拠法令・採択要件		■	社会資本整備総合交付金事業の採択基準に基づき事業を実施（変更なし）
他事業との関連		■			大分川ダム整備事業を実施中（変更なし）			
技術的難易度		□						
技術面からの事業の実現性		■			急峻地形内の施工で大規模構造物が存在するが、施工実績の多い工法であり技術的な問題なし（変更なし）			
技術面からの事業の実現性		■						

\* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業		一般国道217号				
所在地・工区名		大分市大字白木		(白木工区)				
事業の目的		・本区間は線形不良・幅員狭小の隘路区間を解消することにより、安全性の確保等を図る。						
再評価基準		再評価後5年未完成						
未着工・未完了の理由		・事業促進を図っているが、事業規模が大きいため未完了となっている。						
事業採択年度		採択年度：平成2年度		着工年度：平成3年度				
事業実施予定期間		当初：平成2年～平成27年		変更：平成2年～平成28年度				
事業の概要	全体事業概要	計画概要				【延長・幅員】 L=2,000m、W=6.5(10.25~12.0)m		
						【構造規格】 第3種第2級、設計速度：V=50km/h、計画交通量：8,700台/日(H42)		
						【重要構造物】 小島TN(L=207m)、(仮)白木1号トンネル(L=172m)、(仮)白木2号トンネル(L=160m)		
			当初計画		第3回変更(H21年)		第4回変更(H26年)	
		計画期間	H2~H12		H2~H27		H2~H28	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		延長	2,000m		2,000m		2,000m	
		幅員	6.5(12.0)m		6.5(10.25~12.0)m		6.5(10.25~12.0)m	
		道路工	1,768m	1,570	1,472m	2,876	1,461m	3,126
		トンネル工	202m	610	528m	2,000	539m	2,000
		用地補償	1式	300	1式	124	1式	124
		橋梁工	30m	100				
		計		2,580		5,000		5,250
変更内容・理由		・事業期間の延長は、地すべり対策の検討に時間を要したため。 ・事業費の増は、地すべり対策工を追加したため。						
事業進捗の状況		・平成25年度末の進捗率は83.7%(事業費ベース)、用地進捗率80%(事業費ベース)となっている。						
事業費の推移	事業年度		年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要	
	全体(当初)		5,250					
	H20年度まで		3,157	3,157	測量設計、用地買収、本工事	60.1%		
	H21		120	3,277	調査設計、用地買収、本工事	62.4%		
	H22		30	3,307	用地買収、本工事	63.0%		
	H23		116	3,423	本工事	65.2%		
	H24		540	3,963	調査設計、本工事	75.5%		
	H25		450	4,413	調査設計、本工事	84.1%		
	H26		210	4,623	用地買収、本工事	88.1%		
	H27		360	4,983	本工事	94.9%		
	H28		267	5,250	本工事	100.0%		
	H29以降残							

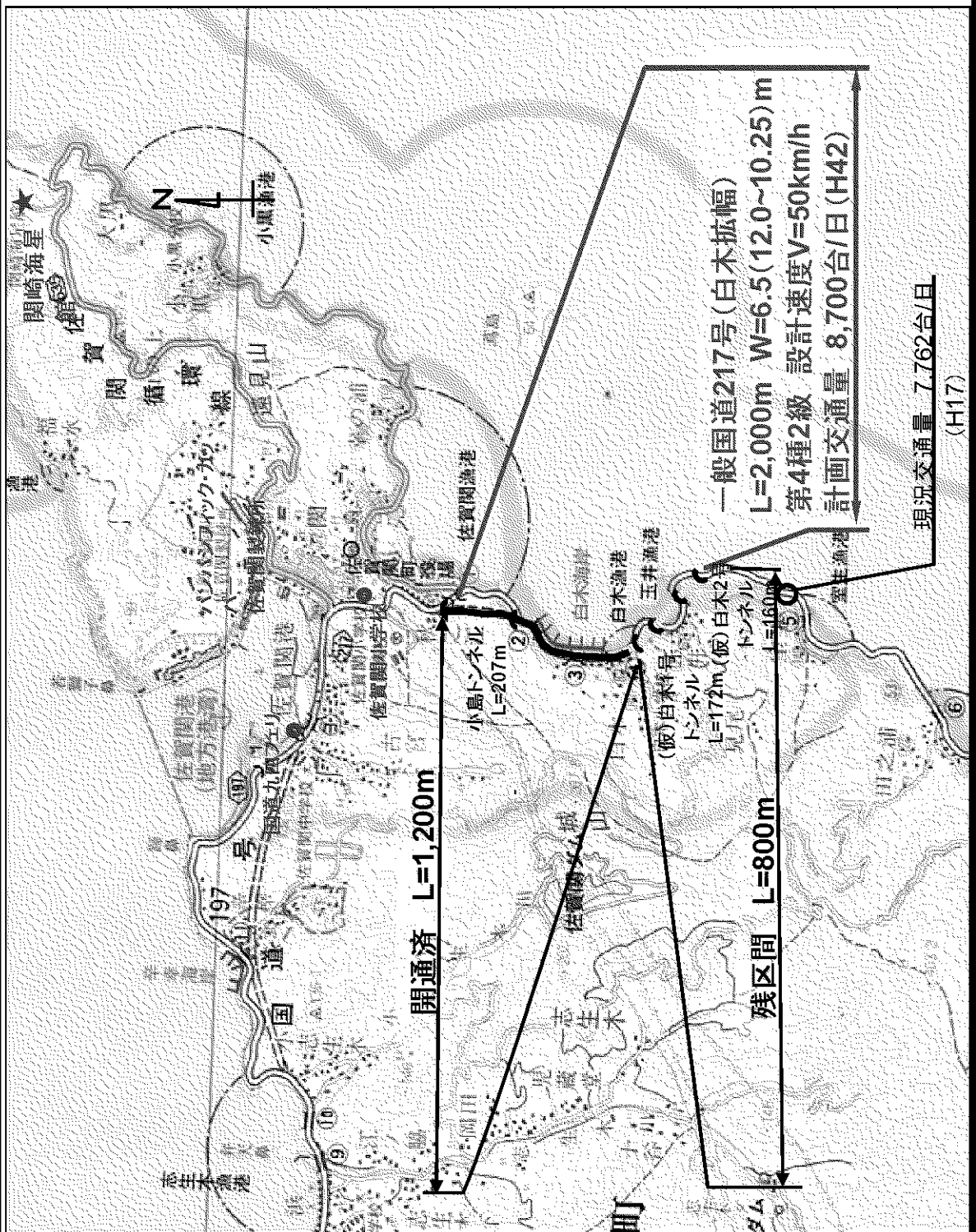


## 再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆交通量、利用形態については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変化はない。 ・交通量：前回評価(H17センサス：交通量7,762台/日) ・本路線は、白木地区・玉井地区の主要な生活道路であるとともに、大分市と臼杵市を結ぶネットワーク道路としての役割が大きい。 ・さらに、夏場は海側の白木海岸は大分市の主要な海水浴場の1つとして利用されている。		
	地元情勢の変化	◆地元調整については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。 地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 H21.9 地元自治会→県 事業進捗要望		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆事業の必要性・緊急性については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。 ・残区間においても、幅員狭小(W=5.1m)、線形不良(R<30m、3箇所)が存在し、通行に支障をきたしている。 ・玉井地区の生活道路として利用されているにも関わらず、歩道が未整備であり、安全な歩行空間が確保されていない。 ・迂回路が近接になく、通行止めの際は大きく迂回する必要がある。		
	整備効果	◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・線形不良・幅員狭小の解消による走行環境の改善 ・歩道整備による安全な歩行空間の確保 ・トンネル整備により、災害のリスクを低下させることによる道路機能の強化		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	H21 再評価時	今回 再評価時
		—	1.2	1.0(5.0)
	費用便益の分析	前回：総費用C=60.71億円、総便益B=71.64億円⇒B/C=1.2 今回：総費用C=72.73億円、総便益B=72.02億円⇒B/C=1.0		
		・総費用の増は、地すべり対策工の追加に伴うものであり、総便益の増は、計画交通量の見直しに伴うものである。		
		◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・道路構造については道路構造令を満足するものになっている。 ・現道拡幅案、バイパス案2案の3案比較を行い、最も経済的なルートを選定		
コスト縮減	◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・各種構造物に関して工法比較を行い、最も低廉な工法を採用している。 ・トンネル工事の発生土を隣接の埋立工事の盛土材として有効利用している。			
環境等への配慮	◆環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・トンネル構造とすることにより、土地改変による影響を最低限に抑える。 ・低騒音・低振動の建設機械を利用し、またトンネル工事では振動・騒音計を設置し、観測するなどの対策を講じる。 ・法面部は極力植生を行い、周辺景観との調和を図る。 ・発生土量については、隣接の埋立部に用いるほか、周辺の公共工事への流用を図る。			
事業実施環境	事業の実効性	・これまで必要に応じて、その都度地元への事業説明会を開催しており、地権者や地元住民からは概ね事業への同意をいただいている。 ・接続する市道の構造等については、管理者(大分市)と協議済みである。 ・日豊海岸固定公園や公有水面埋立に係る必要な手続きは行っている。		
	事業の成立性	◆事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・道路法第12条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とするべく事業を実施。 ・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2005」、「おおいた土木未来プラン2005」、「大分県中長期道路整備計画「おおいたの道構想21」」に基づき、事業実施している。 ・社会資本整備総合交付金事業の採択基準に基づき事業を実施		
	事業の特殊性	◆事業の特殊性については下記のとおりである。 ・(仮)白木1号トンネルの周辺は地すべり防止区域(玉井地区)となっており、トンネル掘削工事にあたっては、地すべりブロックへの影響を考慮し、事前に地すべり対策工事を行う必要がある。		
対応方針	対応方針案	・「継続」		
	理由	・地元の同意も概ね得られており、用地買収もまもなく完了する予定である。 ・残事業B/Cも5.0と高く、事業の継続により効果の発現を図れる。		

# 事業箇所位置図



### 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改良事業 一般国道217号 白木拡幅				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H2～H65	道路建設費	完成2車線	5,307,000	(残事業 600,000)
	維持管理費	補助国道	605,000	(残事業 276,000)
				(残事業 876,000)
		合計		5,912,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H16～H65	走行時間短縮便益		10,929,000	(残事業 6,942,000)
	走行費用短縮便益		1,360,000	(残事業 1,091,000)
	交通事故減少便益		429,000	(残事業 128,000)
				(残事業 8,161,000)
	合計		12,718,000	割引前の総便益
総費用額(C)	7,273,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業 678,000)		
総便益額(B)	7,202,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 (残事業 3,378,000)		
費用便益 比率(B/C)	$\frac{7,202,000}{7,273,000} = 0.99$ $\frac{(残事業 3,378,000)}{678,000} = 4.98$			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・白杵市と旧佐賀関町を結ぶルートが強化され、産業の振興に寄与する。</li> <li>・歩道の整備により、歩行者の安全で快適な通行空間を創出する。</li> <li>・台風等の越波による通行規制の解消が期待される。</li> </ul>				

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト（作成例）

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	線形不良・幅員狭小の解消等による走行環境の改善（変更なし）
			路線現況	■	■	平日交通量7,762台/日、歩行者通行量52人/12h（H17センサス）
			道路幾何構造	■	■	道路最小幅員2.4m（残事業区間5.1）と狭小（変更なし）
			線形不良区間（R<30m）7箇所（残事業区間4箇所）（変更なし）	■	■	
			負傷事故が2件/5年発生、事故率が0.2件/年・km（県管理路線平均0.86件/年・km）（変更なし）	■	■	
			緊急を要する現状の課題	□	□	
			渋滞状況	■	■	佐賀県小学校（全校生徒：100名）の通学路に指定（変更なし）
			通学路の指定状況	■	■	Dルート、第1次緊急輸送道路（変更なし）
			緊急輸送道路の指定状況	■	■	迂回が必要な場合は、県道木田神崎線、農道関田津線を通行し、7.0km、19分の迂回が必要（変更なし）
			代替路の指定状況	□	□	
○整備効果	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗等への影響	□	□		
		防災対策に係る効果	■	■	緊急輸送道路（Dルート）の整備により防災機能向上（変更なし）	
		交通安全対策に係る効果	■	■	車道の拡幅や歩道の設置により死傷事故対策、通学路の安全確保（変更なし）	
		小規模集落対策に係る効果	■	■	白木地区（152世帯）・玉井地区（51世帯）へのアクセスを確保（変更なし）	
		ネットワーク整備に係る効果	■	■	大分市と臼杵市を結ぶ広域ネットワークの整備により交流人口の増加（変更なし）	
		都市空間整備に係る効果	□	□		
		その他の効果	□	□		
		B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	□	□		
		B/C（前回）1.2（今回）1.0 事業費の変動による	■	■		
		道路法、道路構造令、道路標示等書に適合した工法を採用（変更なし）	■	■		
現道拡幅案、バイパス案2案の3案比較を行い、最も経済的なルートを選定（変更なし）	■	■				
各種構造物に関し工法比較を行い、最も低廉な工法を採用（変更なし）	■	■				
トンネル工事の建設発生土を隣接の埋立工事の盛土材に有効利用する。（変更なし）	■	■				
事業手法・工法の妥当性	○環境等への配慮	自然環境への配慮	■	■	トンネル構造とすることにより地形変化による影響が最小限に抑える。（変更なし）	
		周辺の住環境への配慮	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、トンネル施工時は振動計を設置し観測を行う（変更なし）	
		景観への配慮	■	■	法面部は植栽を行い周辺景観との調和を図る（変更なし）	
		残土処理の状況	■	■	発生土量30,000m <sup>3</sup> は、本事業区間の埋立てに使用するほか、隣接の公共工事へ流用を検討している。（変更なし）	
		文化財の保護	□	□	埋蔵文化財分布調査により問題なし（変更なし）	
		地元要望、協働体制	■	■	H21.9月に地元自治会から要望書提出されている。（変更なし）	
		市町村の協働体制	■	■	大分市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている（変更なし）	
		用地取得の難易度	■	■	これまで地権者も含めた関係住民に対する意見交換会を開催してきており、概ね事業への同意を得ている。（変更なし）	
		法令等に基づく調整事項	■	■	日豊海岸国定公園に係る協議・手続きを県環境部局と調整 公有水面埋立申請に係る協議・手続きを関係部局と調整（変更なし）	
		事業の成立性	上位計画等との関連	都市計画	□	□
交安法指定道路	□			□		
地域防災計画	□			□	玉井地区から避難所（日本体育館）までの避難路に指定	
事業実施に係る根拠法令（条項）	■			■	道路法第12条に基づき事業を実施	
事業の採択基準、適合状況	■			■	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合	
他事業との関連	□			□		
工事の発注時期・期間への制限	□			□		
施工時期・期間への制限	□			□		
技術的難易度	■			■	（仮）日本1号10号間は地すべり防止区域（玉井地区）に指定されており、トンネル掘削に際し地すべりブロックへの対策が必要	

\*評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。  
\*該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

## 再評価書

様式2-1

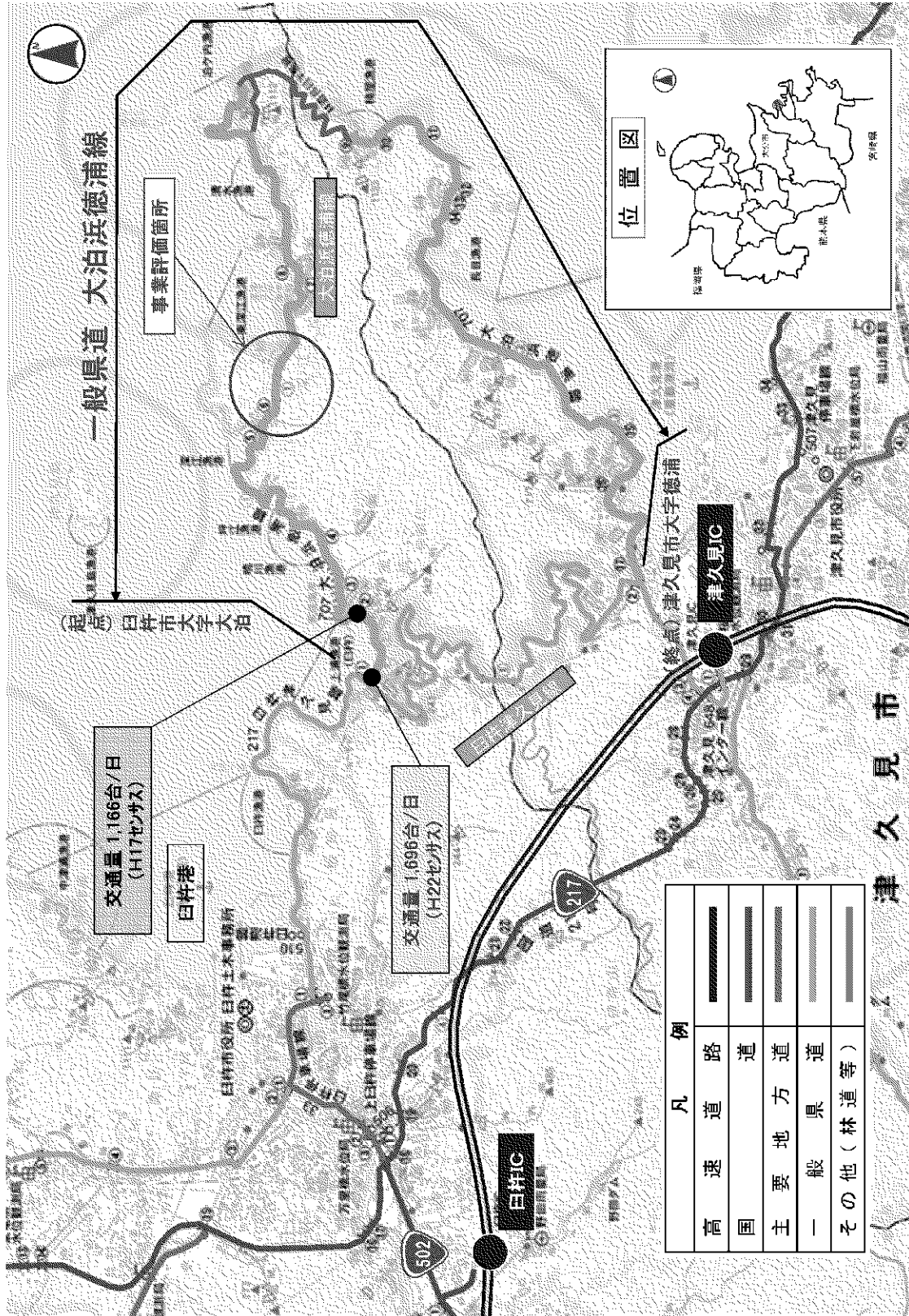
事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業		一般県道 大泊浜徳浦線		
所在地・工区名		臼杵市大字深江		(深江工区)		
事業の目的		・地域で唯一の生活道路の安全性向上及び地域の主産業である水産業の支援				
再評価基準		・事業採択後5年経過				
未着工・未完了の理由		・事業促進を図っているが、事業規模が大きいため未完了となっている。				
事業採択年度		採択年度：平成22年度		着工年度：平成23年度		
事業実施予定期間		当初：平成22年度～平成28年度		変更：平成22年度～平成29年度		
事業の概要	計画概要	【延長・幅員】 L=1,070m、W=5.5(9.25)m				
		【構造規格】 第3種第4級、設計速度：V=40km/h、計画交通量：1,130台/日(H42)				
		【重要構造物】トンネル				
			当初計画		第1回変更(H26年)	
		計画期間	H22～H28		H22～H29	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		道路工	730m	320	730	370
		トンネル工	340m	930	340m	930
		用地補償費	1式	250	1式	200
		計		1,500		1,500
変更内容・理由		・用地買収に係る相続関係調査及び手続き等に時間を要していることによる事業期間の延長 ・詳細設計に伴う道路工の増額、精査に伴う用地補償費の減額(総額は変更なし)				
事業費の推移	事業進捗の状況		・平成25年度末の事業進捗率は18%(事業費ベース)、用地取得率は85%(面積ベース)である。			
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
	全体(変更)	1,500	単位:百万円			
	H21年度まで		0		0%	
	H22	83	83	測量設計	6%	
	H23	92	175	測量設計・用地買収	12%	
	H24	57	232	用地買収	15%	
	H25	45	277	用地買収	18%	
	H26	100	377	用地買収、道路工	25%	
	H27	350	727	トンネル工、道路工	48%	
	H28	550	1,277	トンネル工	85%	
	H29	223	1,500	トンネル工、道路工	100%	
	H30以降残	0	1,500		100%	

## 再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>◆道路利用状況については下記のとおりであり、前回評価後、半島先端部の林道が開通したものの、大幅な変化はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量: 前回評価(H17センサ:1,166台/日) → 今回(H22センサ:1,696台/日)※測定箇所が異なる</li> <li>・本路線は、深江地区外6集落と臼杵市街を結ぶ唯一の生活道路(バス路線)であり、臼杵小学校(スクールバス)、東中学校(タクシー)への通学経路である。</li> <li>・地域の主要産業である水産物の輸送経路として利用されている。</li> <li>・H25の林道長目半島線の開通により、半島先端での行き止まりは解消された。</li> </ul>		
	地元情勢の変化	<p>◆地元情勢については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変化はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。</li> <li>H21 地元期成会設立</li> <li>H26 臼杵市→県議会 整備促進要望 (継続要望事項)</li> </ul>		
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>◆事業の必要性・緊急性については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変化はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員が3～5m程度と狭小(最小幅員2.7m)で見通しも悪く車両の離合が困難である。</li> <li>・現況トンネルが素堀に吹付をしただけの構造で、緊急性の高い劣化も見られ、危険である。</li> <li>・トンネル内空が狭いため大型保冷車が通行できず、水産業の発展の障害となっている。</li> <li>・歩道が無く、安全な歩行空間が確保されていない。</li> <li>・行き止まりは解消されたものの、上記の必要性は変わらず、事業の緊急性は高い。</li> </ul>		
	整備効果	<p>◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時から変化はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員狭小部の解消による、利便性、防災性の向上。</li> <li>・大型保冷車の通行が可能となることによる、地域の主要産業である水産業の支援。</li> <li>・歩道設置による安全な歩行空間の確保。</li> <li>・道路利用者の安全性、快適性の向上</li> </ul>		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時
			0.8	0.8(残事業1.0)
	費用便益の分析	<p>前回:総費用C=13.19億円、総便益B=10.56億円⇒B/C=0.8          今回:総費用C=14.58億円、総便益B=11.24億円⇒B/C=0.8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比は1を下回っているが、貨幣価値換算されない水産業支援や歩行者の安全性確保等の効果があり、残事業の費用便益比は1を確保している。</li> </ul>		
	工法の妥当性	<p>◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路構造については、道路構造令を満足するものとなっている。</li> <li>・現況トンネルが狭隘であり、山が高く現道の迂回路がないため、バイパストンネルが妥当である。</li> <li>・新設トンネルの位置を変えた3案の比較検討により現ルートを選定している。</li> </ul>		
	コスト縮減	<p>◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種構造物に関して工法比較を行い、最も経済的な工法を採用している。(橋梁のボックス化等)</li> <li>・発生土の処理場を計画区間に確保し、残土処理費を削減。</li> </ul>		
環境等への配慮	<p>◆環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な切土を避け、地形の変更を極力抑えた計画としている。</li> <li>・法面は可能な範囲で植生工を実施する。</li> <li>・現場発生土については可能な限り現場内流用(約18,000m<sup>3</sup>)し、残土(約20,000m<sup>3</sup>)については計画区間の休耕地で処理を行う計画としている。</li> <li>・文化財については、周知遺跡外であり、特に調査の必要のない旨回答を得ている。</li> </ul>			
事業実施環境	事業の実効性	<p>◆事業の実効性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に対する地元の同意は概ね得られており、要望書も提出されている。</li> <li>・バイパス完成後の現道については、移管に向けて、管理者(臼杵市)と協議中である。</li> <li>・用地買収において、相続に関する調査等に時間を要している箇所がある。</li> <li>・県立自然公園、農地法(残土処理)、河川法(占用許可)等について関係機関との調整が必要であり、適宜協議実施中。</li> </ul>		
	事業の成立性	<p>◆事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2005」、「おおいた土木未来プラン2005」、「大分県中長期道路整備計画『おおいたの道構想21』」に基づき、事業実施している。</li> <li>・道路法第15条および29条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とするべく事業実施している。</li> <li>・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。</li> </ul>		
	事業の特殊性	<p>◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>		
対応方針	対応方針案	「継続」		
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の同意も得られており、用地も約85%取得済みである。</li> <li>・幅員狭小箇所の解消等により、安全で快適な通行が確保される。</li> </ul>		

# 事業箇所位置図



### 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名	道路改築事業 一般県道 大泊浜徳浦線 深江工区			
<b>総費用 (A)</b>	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H22～H79	道路建設費	完成2車線	1,438,000	(残事業 1,164,000)
	維持管理費		107,000	(残事業 107,000)
				(残事業 1,271,000)
		合計		1,545,000
<b>総便益</b>	評価項目		便益額	備考
測定期間 H30～H79	走行時間短縮便益		2,900,000	(残事業 2,900,000)
	走行費用短縮便益		51,000	(残事業 51,000)
	交通事故減少便益		0	(残事業 0)
				(残事業 2,951,000)
	合計		2,951,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	1,458,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業 1,152,000)		
総便益額 (B)	1,124,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 (残事業 1,124,000)		
費用便益 比率 (B/C)	$\frac{1,124,000}{1,458,000} \div 0.8$ $\text{(残事業)} \frac{1,124,000}{1,152,000} \div 1.0$			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<p>○地域の主要産業である水産業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル断面の拡大により、大型保冷車の通行が可能となり、水産物の陸送の効率性が向上し、水産業の発展に寄与する。</li> </ul> <p>○歩行者の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道を設置することにより、歩行者が安全かつ快適に通行できる。</li> </ul>				



大泊浜徳浦線（深江工区）道路改築事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	幅員狭小の解消及び歩道設置により、走行環境の改善、歩行空間の安全確保（変更なし） （前回）平日交通量1,166台/日、歩行者通行量81人/12h（H17セサス） （今回）平日交通量1,696台/日（H22セサス） ※測定ポイントが異なる	
		緊急を要する現状の課題	道路幾何構造	■	■	道路幅員最小2.7m、曲線半径19m（基準R>60m）、縦断勾配14%（基準1<8%）（変更なし）	
			交通事故発生状況	□	□		
			渋滞状況	□	□		
			通学路の指定状況	□	□		
			緊急輸送道路の指定状況	■	■	Cルート（変更なし）	
			代替路の指定状況	□	□	（前回）迂回路無し （今回）迂回が必要な場合は、林道長半島線等を通行し、18km、40分の迂回が必要	
			関連事業との進捗調整等	□	□		
			○整備効果	防災対策に係る効果	■	■	緊急輸送道路（Cルート）の整備により防災機能向上（変更なし）
				交通事故対策に係る効果	■	■	車道幅員の拡張、歩道の設置により死傷事故対策（変更なし）
		小規模集落対策に係る効果	■	■	泊ヶ内他6集落（167世帯412人）へのアクセスを確保（変更なし）		
		ネットワーキング整備に係る効果	□	□			
		都市空間整備に係る効果	□	□			
		その他の効果	■	■	地域の主要産業である水産業の支援（変更なし）		
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析 (B/C) 等	費用対効果分析 (B/C) 等	B/C算出結果、もしくはB/Cにによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	（前回）B/C:0.8 （今回）B/C:0.8 [残事業B/C:1.0]	
			関係法令・技術基準等との適合	■	■	道路法、道路標識等令、道路標示方書に適合した工法を採用（変更なし）	
			複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■	■	トンネル位置を2案と比較を行い、最も経済的なルートを選定（変更なし）
			○コスト削減	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	トンネル部以外に現道拡張、橋梁のBOX化構造（変更なし）
				地域材、建設副産物の有効利用	■	■	建設発生土を盛土材に利用、コンクリート・砕石は再生資材を利用（変更なし）
				○環境等への配慮	■	■	地形変化による影響が小さい計画としている（変更なし）
				周辺の住環境への配慮	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、トンネル施工時は防音壁を設置騒音防止に努める（変更なし）
				景観への配慮	■	■	法面部は植生を行い周辺景観との調和を図る（変更なし）
				残土処理の状況	■	■	発生土量(3.8万m <sup>3</sup> )は可能な限り現場内流用(1.8万m <sup>3</sup> )し、残土(2万m <sup>3</sup> )については計画区間内の休耕地で処理（変更なし）
				文化財の保護	■	■	周辺道跡外であり、特に調査の必要のない旨回答を得ている（変更なし）
事業の実効性	○事業の実効性	地元要望、協働体制	要望書の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	H21に期成会が組織され事業促進要望あり、日南市から県議会に事業促進の要望書が提出されている（変更なし）	
		市町村の協働体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■	バイパス完成後の現道の移管に向けて、管理者（日南市）と協議中（変更なし）	
		用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況	■	■	（前回）事業に対する理解は得ている （今回）買収状況 残り14筆（取得面積率：85%）	
		法令等に基づく調整事項	都市計画決定、環境影響評価法、自然公園法、景観法、文化財保護法等	■	■	（前回）県立自然公園、農地法（残土処理）、河川法（占用許可）等について関係機関と調整 （今回）農地法については協議済み、河川法については事前協議済み	
		上位計画等との関連	都市計画	□	□	第3次ネットワーク（県道以上の道路網）、生命線道路の整備を図る路線（変更なし）	
			おおいたの道構想2-1	■	■		
			交安法指定道路	□	□		
			地域防災計画	■	■	深江一橋ノ浦地区から津波時一次避難場所（深江トンネル入口）へのアクセス路（避難路指定なし）（変更なし）	
			事業実施に係る根拠法令（条項）	事業実施に係る根拠法令（条項）	■	■	道路法第15条、第29条に基づき事業を実施（変更なし）
			事業の根拠法令・採択要件	事業の採択基準、適合状況	■	■	社会资本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合（変更なし）
事業実施環境	○事業の特殊性	他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□		
		施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	□	□		
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□		
				□	□		

\*評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\*該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業 ・ 一般国道 217号					
所在地・工区名		津久見市大字上青江 ～ 同市セメント町 (平岩松崎バイパス)					
事業の目的		・本区間にはJR松崎踏切や歩道未整備箇所、線形不良箇所があり、交通渋滞や交通安全上の問題があることから、バイパス整備により、道路交通機能の確保を図る。					
再評価基準		・事業採択後5年経過					
未着工・未完了の理由		・事業促進を図っているが、事業規模が大きいため未完了となっている。					
事業採択年度		採択年度: 平成22年度		着工年度: 平成22年度			
事業実施予定期間		当初: 平成22年度～平成29年度		変更: 平成22年度～平成31年度			
事業の概要	計画概要	【延長・幅員】 L=1,650m、W=6.5(11.25)m 【構造規格】 第3種第2級、設計速度:V=50km/h、計画交通量:7,700～10,600台/日(H42) 【重要構造物】 橋梁 2橋(橋長 L=60m、210m)					
		当初計画		第1回変更(H26年)			
	計画期間	H22～H29		H22～H31			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)		
	道路工	1,650m	1,000	1,650m	1,000		
	橋梁工	2橋	1,650	2橋	1,650		
	用地補償費	1式	1,650	1式	2,050		
	計		4,300		4,700		
変更内容・理由		・家屋調査等に基づく補償額の算定を行った結果、用地補償費増となった。 ・補償物件調査及び用地取得に時間を要したため、事業期間が2年間延長となった。					
事業費の推移	事業進捗の状況	・H25年度末の事業進捗率は21%(事業費ベース)である。					
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
		全体(変更)	4,700	単位:百万円			
		H22年度	123	123	測量設計	3%	
		H23	117	240	測量設計・用地買収	5%	
		H24	286	526	測量設計・用地買収	11%	
		H25	476	1,002	測量設計・用地買収	21%	
		H26	400	1,402	測量設計・用地買収・改良工	30%	
		H27	700	2,102	測量設計・用地買収・改良工	45%	
		H28	680	2,782	測量設計・用地買収・改良工	59%	
		H29	770	3,552	用地買収・改良工	76%	
		H30	560	4,112	改良工	87%	
	H31以降残	588	4,700	改良工	100%		

## 再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>◆道路利用状況の変化については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量: 前回評価(H17センサ: 交通量19,805台/日)→今回(H22センサ: 交通量16,200台/日)</li> <li>・本路線は、津久見市の中心を通る主要な幹線道路であり、市の基幹産業を支える重要な道路である。</li> </ul>		
	地元情勢の変化	<p>◆地元情勢については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。</li> <li>H18.5 津久見市→県 事業着手要望</li> <li>H26.5 津久見市→県 事業進捗要望 (H22年度より継続要望事項)</li> </ul>		
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>◆事業の必要性・緊急性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現道の線形不良やJRとの踏切交差点では交通渋滞が発生しており、特に大型車の通行に支障が生じている。</li> <li>・歩道が未整備であり、安全な歩行空間が確保されていない。</li> <li>・現道踏切遮断による、緊急車両の走行に影響を与えており安全、防災上、支障をきたしている。</li> </ul>		
	整備効果	<p>◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飽和状態となっている交通量を分散することによる沿道の安全性向上。</li> <li>・通行支障箇所である踏切・変則交差点を解消することで、津久見市中心部への円滑な流入を実現。</li> <li>・津久見ICと津久見市街地・重要港湾津久見港へのアクセス性の向上</li> <li>・踏切部の平面交差解消により、緊急車両の通行に制限がなくなり、防災への早期対応が可能となる。</li> </ul>		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回再評価時	—
		1.4	1.0(残事業1.5)	
	費用便益の分析	<p>前回: 総費用C=35.5億円、総便益B=51.1億円⇒B/C=1.4          今回: 総費用C=44.4億円、総便益B=45.1億円⇒B/C=1.0</p> <p>・総費用の増は、家屋調査等に基づく補償額の算定を行った結果、用地補償費が増額となったためであり、総便益の減は、主に計画交通量の減によるものである。</p>		
		<p>◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路構造については道路構造令を満足するものとなっている。</li> <li>・現道拡幅案、バイパス案など複数案の検討の結果、市道の整備計画と連携するバイパス案を最適ルートとして選定</li> </ul>		
コスト縮減	<p>◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市街路の整備であるが、周辺土地の利用形態を勘案し片側歩道計画を採用している。</li> </ul>			
環境等への配慮	<p>◆環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場発生土については可能な限り現場内流用とし、残土については連携する市の道路計画区間(市道徳浦松崎バイパス)等との公共工事間流用を行う計画としている。</li> </ul>			
事業実施環境	事業の実効性	<p>・事業に対する地域の同意は概ね得られており、補償等に伴う諸条件を整理しながら進捗を図っている。</p> <p>・接続する市道の構造等については、管理者(津久見市)と協議済みである。</p> <p>・工事に際して支障となる埋設物等(電気・ガス・水道等)の移転について、関係者と協議済みである。</p> <p>・必要な法手続は完了しており、変更が生じた場合は、適宜協議を実施する。</p>		
	事業の成立性	<p>◆事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第12条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とするべく事業実施。</li> <li>・都市計画決定変更H22. 3</li> <li>・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2005」、「おおいた土木未来プラン2005」、「大分県中長期道路整備計画『おおいたの道構想21』」に基づき、事業実施している。</li> <li>・社会資本整備総合交付金事業の採択基準に基づき事業を実施。</li> <li>・津久見市の実施する市道徳浦松崎バイパスと協議し事業実施している</li> </ul>		
	事業の特殊性	<p>・2橋ともに日豊本線に近接しているため、JR協議が必要である。</p>		
対応方針	対応方針案	<p>・「継続」</p>		
	理由	<p>・事業の必要性、整備効果により期待される効果により、安全で快適な交通が確保される。</p>		

# 事業箇所位置図



### 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改良事業 一般国道217号 平岩松崎バイパス				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H22~H81	道路建設費	完成2車線	4,558,000	(残事業 3,140,000)
	維持管理費	補助国道	571,000	(残事業 571,000)
				(残事業 3,711,000)
		合計		5,129,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H32~H81	走行時間短縮便益		9,558,000	(残事業 9,558,000)
	走行費用短縮便益		1,272,000	(残事業 1,272,000)
	交通事故減少便益		1,418,000	(残事業 1,418,000)
	地域産業への活性化効果			
	自然・景観・地域文化保全への効果			
		合計		12,248,000
総費用額(C)	4,436,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業 2,987,000)		
総便益額(B)	4,514,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 (残事業 4,514,000)		
費用便益 比率(B/C)	$4,514,000 \div 4,436,000 = 1.02$ $(残事業 4,514,000 \div 2,987,000 = 1.51)$			
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東九州道(津久見IC)と津久見市街地・重要港湾津久見港とのアクセス改善による産業・医療等の支援</li> <li>・市街地の交通処理機能向上や災害時の避難路としての効果</li> </ul>				

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	交通容量不足の解消等による走行環境の改善 (変更なし)	
		緊急を要する現状の課題	道路幾何構造	■	■	(前回) 平日交通量19,805台/日、歩行者通行量25人/12h (H17センサス) (今回) 平日交通量16,200台/日 (H22センサス)	
			道路幾何構造	■	■	歩道未設置 (変更なし)	
			緊急を要する現状の課題	交通事故発生状況	■	■	曲線半径100m未満が5箇所 (変更なし) ※左記の5箇所は全て曲線半径60m未満
				渋滞状況	■	■	死傷事故が71件/5年発生 (H19～H23) ※事故率5.97件/年・km (県管理路線0.83件/年・km)
				通学路の指定状況	■	■	松崎踏切部において渋滞が発生 (変更なし)
				緊急輸送道路の指定状況	■	■	青江小学校の通学路に指定、児童61人が当該区間を利用 (H26年8月時点)
				代替路の指定状況	■	■	Dルート、第1次緊急輸送道路 (変更なし)
				関連事業との進捗調整等	■	■	迂回が必要な場合は、県道田代津久見線～市道徳浦松崎峠を通行し、1kmの迂回が必要 (変更なし)
				事業実施により得られる効果	■	■	連携する市事業 (市道徳浦松崎ハイバス) に合わせた整備が必要 (変更なし)
事業実施環境	○事業の成立性	費用対効果分析 (B/C) 等	費用対効果分析 (B/C) 等	■	■	緊急輸送道路 (Dルート) の整備により防災機能向上 (変更なし)	
			関係法令・技術基準等との適合	■	■	自歩道整備により死傷事故対策、通学路の安全確保 (変更なし)	
			複数案の検討	■	■	東九州道 (津久見IC) と津久見市街地・重要港湾津久見港とのアクセス改善による産業・医療等の支援 (変更なし)	
			コスト削減に向けた具体的施策	■	■	市街地の交通処理機能向上や災害時の避難路としての効果 (変更なし)	
			地域材、建設副産物の有効利用	■	■	B/C (前回) 1.4 (今回) 1.0 事業費・交通量の変動による	
			自然環境への配慮	■	■	道路法、河川法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用 (変更なし)	
			周辺の住環境への配慮	■	■	現道拡幅案、バイパス案2案の3案比較を行い、最も経済的かつ市道整備と連携可能なルートを選定 (変更なし)	
			景観への配慮	■	■	都市計画道路であるが、周辺の土地利用形態から片側歩道を採用	
			残土処理の状況	■	■	現場発生土は現場内流用し、資材は原則再生材を利用 (変更なし)	
			文化財の保護	■	■	自然環境の著しい改善を伴う計画を選べば、周辺基礎整備状況との整合を図る (変更なし)	
事業の特殊性	○事業の特殊性	地元要望、協力体制	地元要望、協力体制	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用する (変更なし)	
			市町村の協力体制	■	■	面話は植生を行い周辺景観との調和を図る (変更なし)	
			用地取得の難易度	■	■	現場発生土は現場内流用するとともに、連携する市の工事間流用も行う (変更なし)	
			法令等に基づく調整事項	■	■	近隣に圃和遺跡があり、用地買収後には試掘調査を予定 (変更なし)	
			上位計画等との関連	■	■	H19年10月に津久見市から事業着手要望、H18年7月に津久見市長及び青江外5地区から要望書提出、H22年度以降は毎年、津久見市から整備要望書提出	
			事業の根拠法令・採択要件	■	■	津久見市土地対策課に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている (変更なし)	
			他事業との関連	■	■	地元説明会を実施し、事業に対する地域の同意は概ね得られている (変更なし)	
			施工時期、期間の制限	■	■	都市計画決定変更済みである。	
			技術的難易度	■	■	河川法、交差点協議、JR協議等について関係機関と調整を行う (変更なし)	
				■	■	都市計画決定変更H22.3 (変更なし)	
	■	■	第2次ネットワーク (旧佐賀間町～津久見市～佐伯市を結ぶ) (変更なし)				
	■	■	交通安全指定道路3号該当区間 (付近に青江小学校がある) (変更なし)				
	■	■	大規模災害時の緊急輸送路として指定 (津久見市地域防災計画)				
	■	■	道路法第12条に基づき事業を実施 (変更なし)				
	■	■	道路局所管補助事務提案に精定された事業内容、採択基準の要件に適合 (変更なし)				
	■	■	H21～30で実施している津久見市道徳浦松崎BP事業と連携を図り、水田山跡地の活用を支援するとともに、通学路の歩道整備による学童の安全を確保する (変更なし)				
	■	■	橋梁下部工の施工時期は、非出水期 (11月～4月) となる				
	■	■	橋梁部を含む道路工はJR日豊本線に近接しており、管理者との協議を進めている				

\* 評価項目 (小項目細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

## 再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		都市計画道路事業		丸山五和線				
所在地・工区名		日田市大字庄手～日田市大字石井		(三隈橋工区)				
事業の目的		<b>【変更無し】</b> ・主要幹線道路である国道(210号・212号・386号)とともに、都市の骨格をなす幹線道路の整備 ・日田市都市計画道路網の形成(日田市街地における東西方向軸の構築)						
再評価基準		再評価後5年未完成						
未着工・未完了の理由		事業効果の早期発現を図るため本線供用開始を優先したことにより、河川管理用道路を施工するために必要な大型補償物件(生コンプラント)に予算充当できなかった。また、平成24年度の大分県北部豪雨により、生コンの需要が急激に増大し、権利者より移転時期について申し入れがあったことによって、用地取得に時間を要している。						
事業採択年度		採択年度：平成7年度		着工年度：平成7年度				
事業実施予定期間		当初：H7～H13		変更：H7～H27				
事業の概要	全体事業概要	計画概要						
		・事業計画の概要 延長L=771m(丸山五和線465m、日高石井線306m) 幅員W=16m(丸山五和線16m、日高石井線12～17m)、2車線 三隈橋L=191m、三隈小橋L=19m						
			当初計画		第3回変更(H21年)		第4回変更(H26年)	
		計画期間	H7～H13		H7～H24		H7～H27	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		用地費	10,247㎡	826	10,247㎡	499	10,247㎡	499
		補償費	18戸	1,703	16戸	1,492	16戸	1,334
		道路築造費	580m	270	580m	412	580m	412
		橋梁費	2橋	1,489	2橋	1,489	2橋	1,489
		測量試験費	1式	113	1式	183	1式	183
		事務費		199		225		225
		計		4,600		4,300		4,142
		変更内容・理由		・詳細な測量、設計、家屋調査等を実施し、用地費・補償費を見直した。 ・用地取得に時間を要しているため。				
事業進捗の状況		・H26年度末事業進捗率は約99%を予定、H25年度末での用地進捗率は約86%となっている。(事業費ベース) ・三隈川右岸上流側の河川管理用道路だけが未完成のまま、平成23年度末で事業認可期間が終了したため、H24から河川管理用道路築造を社会資本整備総合交付金の効果促進事業に位置付けて事業継続中。						
事業費の推移	事業年度							
	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要		
	全体	4,142						
		単位:百万円						
	H20年度まで	3,450	3,450	用地補償	橋梁工	83.3%		
	H21	131	3,581	道路改築		86.5%		
	H22	157	3,738	道路改築	旧橋撤去	90.2%		
	H23	85	3,823	道路改築		92.3%		
	H24	11	3,834	家屋調査		92.6%		
	H25	8	3,842	測量試験費		92.8%		
	H26	250	4,092	用地補償		98.8%		
	H27	50	4,142	道路改築		100.0%		
	H28							
H29以降残								

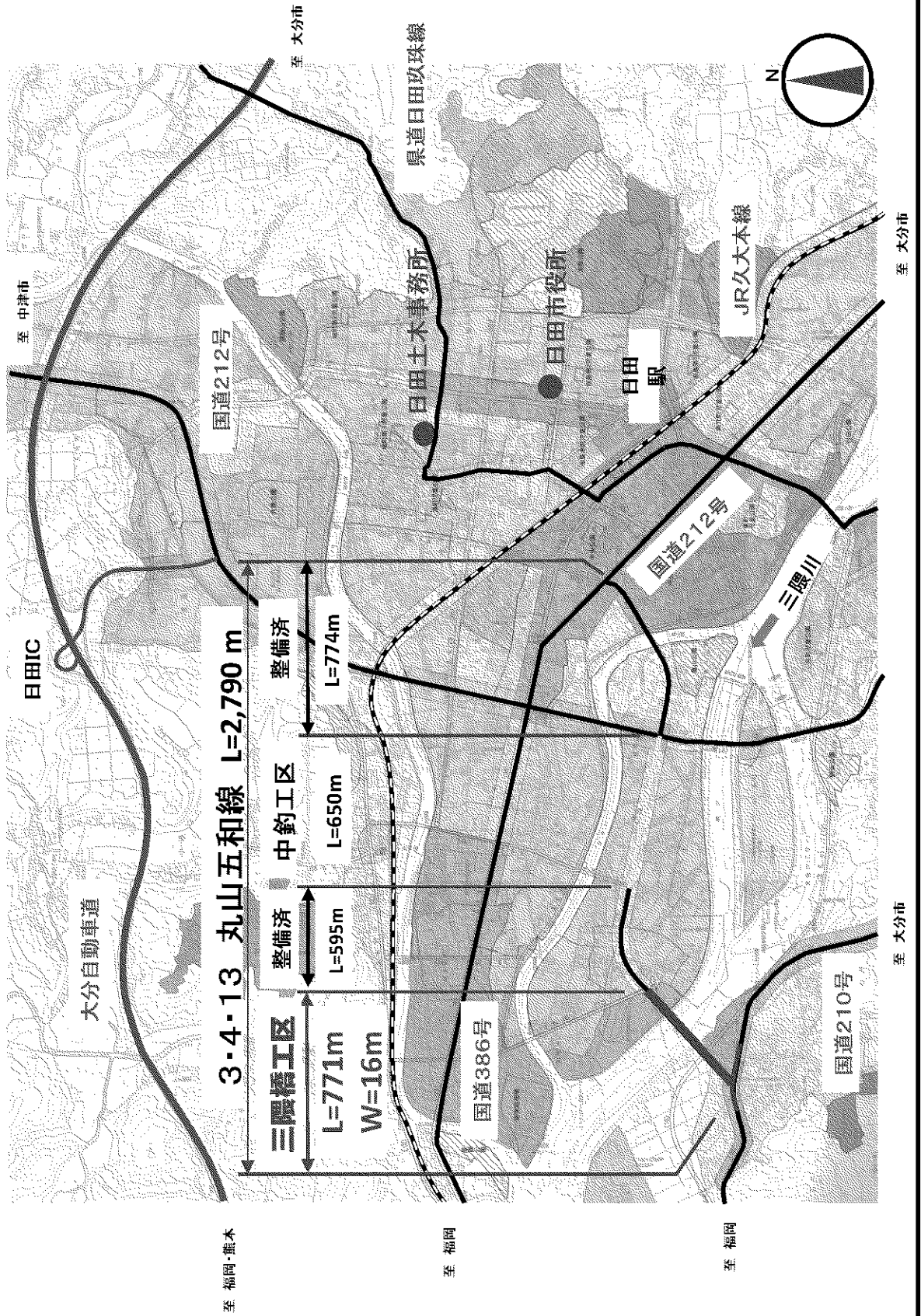
## 再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	【前回評価】 H17センサス: 交通量3,486台/日 【今回評価】 H22センサス: 交通量2,685台/日  ※現道(県道 石井庄手線)の24時間自動車類交通量			
	地元情勢の変化	丸山五和線(三隈橋工区)の本線については、平成22年5月に供用開始されており、河川管理用道路の築造を残すのみとなっている。			
事業の必要性	必要性・緊急性	<b>【変更無し】</b> ・現橋(S31年架設)の老朽化が激しい。 ・幅員が狭く、安全で円滑な交通に支障をきたしている。 ・径間長が短いため、増水時に流木等が引っかかりやすく、三隈川の防災上のネックとなっている。 ・三隈橋の架け替えに伴い、以前は橋梁の下を通過していた河川管理用道路の通り抜けができなくなっており、早急に機能復旧を行う必要がある。 (河川管理用道路の機能復旧は国土交通省から河川法に基づき許可条件となっている)			
	整備効果	<b>【変更無し】</b> ・石井地区～庄手地区～中心市街地の連絡機能強化 ・安全で円滑な交通の確保 ・歩道等の設置による交通安全性の向上 ・1級河川三隈川の治水機能向上			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H24 再評価時	今回 再評価時
		費用便益の分析	算定していない	算定していない	算定していない
	本線部分は供用済みであり、残事業が河川管理用道路のみであるためB/Cの算定は行っていない。				
工法の妥当性	<b>【変更無し】</b> 道路線形、縦断勾配、施工性、経済性、自然・景観への配慮等の観点から、総合的に判断し、都市計画審議会の審議を以て都市計画決定されている。				
コスト縮減	<b>【変更無し】</b> 三隈橋について、複数の橋梁形式を比較検討し、最も経済的な案を採用している。				
環境等への配慮	<b>【変更無し】</b> ・車道に排水性舗装を用いることにより、騒音の軽減が図られるよう配慮する。 ・橋梁下部工施工時には、汚濁防止膜の設置等により、河川への影響が最小限になるよう配慮する。 ・洪水が緩和され、都市内交通が円滑化されることにより、二酸化炭素等の排出低減に寄与する。 ・日田市全域が景観計画区域に定められているため、周辺との調和を配慮する。 ・既設護岸に合わせて玉石を用いて護岸を形成し、良好な景観創出に配慮する。				
事業実施環境	事業の実効性	<b>【変更無し】</b> ・地元は協力的であり、特に五和地区の自治委員から構成される「五和振興協議会」からは、毎年早期完成の要望が上げられている。 ・都市計画決定 丸山五和線:【当初】S27.3.31 【最終】H7.3.7 日高石井線:【当初】S27.3.31 【最終】H3.10.25 ・事業認可期間 H7.11.29～H24.3.31			
	事業の成立性	<b>【変更無し】</b> <b>【上位計画との関連】</b> ・「安心・活力・発展プラン2005」・「おおいた土木未来プラン2005」・「おおいたの道構想21」 <b>【他事業との関連】</b> ・同路線 中ノ島工区(H4～H25、L=774m、W=20m) 進捗率100%(H25末現在) 中約工区(H21～H28、L=650m、W=16m) 進捗率53%(H25末現在)			
	事業の特殊性	<b>【変更無し】</b> ・一般的な工法で実施しており、特に技術的な問題は無い。 ・国土交通省が管理する三隈川河川区域内においては、出水期(6月～10月)の施工不可。			
対応方針	対応方針案	・対応方針案:継続			
	理由	・河川管理用道路築造にかかる地権者(1名)は事業に理解を示しており、来年度中の完成が見込まれるため、引き続き事業継続としたい。 ・橋梁掛け替えによって河川管理用道路が不通となっており、早急な機能復旧が必要不可欠である。			



# 事業箇所位置図



道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	主要幹線道路である国道とともに、都市の骨格をなす幹線道路の整備（変更なし）	
		路線現況	路線現況	■	■	（前回）平日交通量3,486台/日（H17センサス） （今回）平日交通量2,685台/日（H22センサス） ※県道 石井庄手線	
		道路幾何構造	道路幾何構造	■	■	道路幅員6（16）m（変更なし） 三隈橋幅員19.1m（変更なし）	
		緊急を要する現状の課題	交通事故発生状況	□	□	幅員狭小である三隈橋及び線形不良である石井交差点で渋滞が発生（供用しており解消済）	
			渋滞状況	□	□		
			通学路の指定状況	□	□		
			緊急輸送道路の指定状況	□	□		
			代替路の指定状況	□	□		
			関連事業との進捗調整等	■	■	バイパス整備であり、4工区に分けて施工する（変更なし）	
			○整備効果	防災対策に係る効果	■	■	橋梁の架橋えにより、径間長が長くなり三隈川の防災上のネックが解消される（供用しており解消済）
		交通事故対策に係る効果	■	■	歩道の設置による歩行者の安全を確保（供用しており解消済）		
		小規模集落対策に係る効果	□	□			
		ネットワーキング整備に係る効果	■	■	主要幹線国道を完成し、九州横断自動車道へのアクセスが改善される（変更なし）		
		都市空間整備に係る効果	□	■	三隈橋及び石井交差点の改良により渋滞ポイントの解消（供用しており解消済）		
		その他の効果	□	■	老朽橋架け替えによる治水能力向上（供用しており解消済）		
事業手法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	B/C（前回）作成していない（今回）作成していない 本線部分が供用済	
		○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	■	■	道路法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用（変更なし）	
			複数案の検討	■	■	都市計画審議階の審議を持って都市計画決定されたルート（変更なし）	
			○コスト削減	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	三隈橋について、複数の橋梁形式を比較検討し、最も経済的な案を採用（変更なし）
				地域材、建設副産物の有効利用	■	■	他工事の建設発生土を盛土材に利用、コンクリート・砕石は再生資材を利用（変更なし）
			○環境等への配慮	自然環境への配慮	■	■	（前回）橋梁下部工施工時に、汚濁防止膜の設置し河川への影響を配慮
				周辺の住環境への配慮	■	■	車道に排水性舗装を用いることにより騒音の軽減を図る（変更なし）
				景観への配慮	■	■	旧田市全域が景観計画区域に定められているため、周辺との調和を配慮する（変更なし）
				残土処理の状況	■	■	既設護岸に合わせ玉石を用いて護岸を形成し、良好な景観創出に配慮する（変更なし）
				文化財の保護	□	■	橋梁の架け替えが主たる工事であり、盛土部が多いことから残土は発生しない。（変更なし）
事業の実効性	○事業の実効性	地元要望、協働体制	要望書の提出状況、期成会等の地元組織状況	□	■	「五和振興協議会」からは、毎年早期完成の要望が上げられている。（変更なし）	
		市町村の協働体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	□	□		
		用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況	■	■	用地未取得者は、事業に理解を示している。	
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	■	■	河川管理者との河川法第26条1項の規程に基づく許可条件の調整（変更なし）	
		○事業の成立性	上位計画等との関連	■	■	都市計画マスタープランに位置づけられた路線（変更なし） 第3次ネットワーク（国道210号（石井地区）～国道386号（日田市中心市街地）を結ぶ）（変更なし）	
			事業の根拠法令・採択要件	■	■	都市計画法第59条第2項に基づく路線（変更なし）	
			他事業との関連	■	■	街路事業・交通典型推進事業採択基準の要件に適合（変更なし） 亀川工区及び中ノ島工区が完了し、中野工区が実施中であり事業効果の早期発現を図る（変更なし）	
			施工時期、期間の制限	■	■	国土交通省が管理する三隈側河川区域内においては、出水期（6月～10月）の施工不可（変更なし）	
			技術的難易度	技術面からの事業の実現性	■	■	一般的な工法で実施しており、特に技術的な問題は無い

\*評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\*該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

## 再評価書

様式2-1

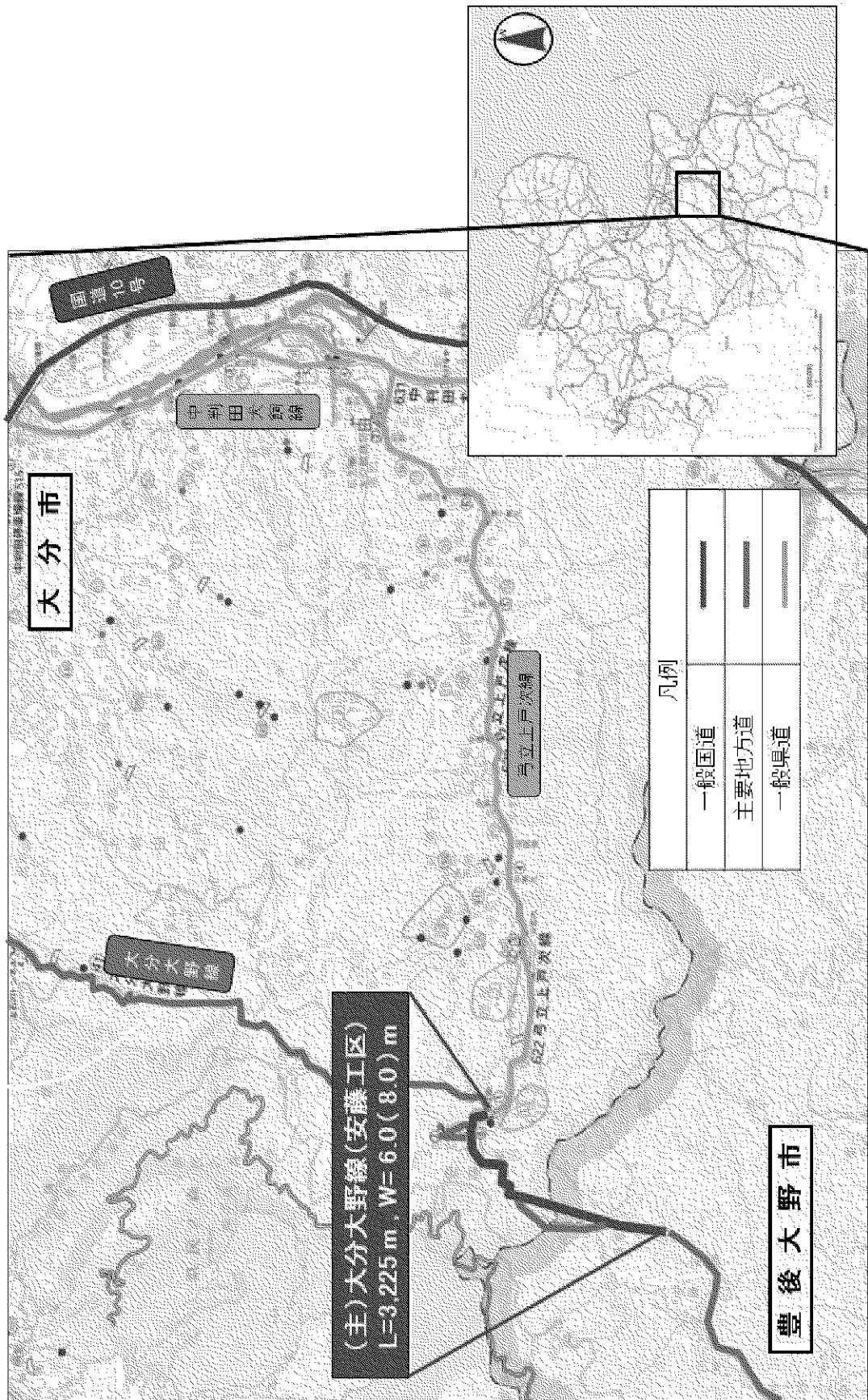
事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業 ・ 主要地方道 大分大野線					
所在地・工区名		大分市安藤～豊後大野市大野町安藤(安藤工区)					
事業の目的		本路線は、大分市から豊後大野市大野町を最短で結ぶ幹線道路であり、特に沿線地域の住民にとって欠くことのできない唯一の生活道路であるとともに、両市の交流・連携の強化を図る上で重要な路線となっている。 本事業は、延長L=3, 225m区間の、線形不良及び幅員狭小箇所の解消を図ることを目的とする。					
再評価基準		再評価後5年未完成					
未着工・未完了の理由		本事業は、平成18年度より事業を休止し、安藤地区から戸次地区および大分市街地への道路ネットワーク機能として早期に効果を発現する(一)弓立上戸次線を優先して整備中である。 ただし、本事業区間の中でも特に危険な箇所については、暫定処置として1.5車線の整備を実施中。					
事業採択年度		採択年度： 平成7年度			着工年度： 平成8年度		
事業実施予定期間		当初：平成7年度～平成15年度			最終変更：平成7年度～		
事業の概要	計画概要	【延長・幅員】 L=3, 225m, W=6.0(8.0)m 【構造規格】 第3種第4級、設計速度：V=40km/h 【重要構造物】トンネル工 L=778m 橋梁工 7橋					
		当初計画		前回変更(H21年)		今回変更(H26年)	
	計画期間	H7～H15		H7～		H7～	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	道路工	2,161m	2,642	2,300m	2,880	2,300m	2,880
	トンネル工	778m	2,700	778m	2,700	778m	2,700
	橋梁工	8橋(348m)	1,573	7橋(147m)	673	7橋(147m)	673
	用地補償費	1.0式	95	1.0式	122	1.0式	122
	計		7,010		6,375		6,375
変更内容・理由		事業期間は、事業休止中であることによる。					
事業費の推移	事業進捗の状況	平成25年度末の事業進捗状況は36.8%(事業費ベース)で、用地取得率は約40%となっている。					
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
		全体	6,375	単位:百万円			
		H15年度まで	2,235	2,235	用地買収・改良工・舗装工	35.1%	
		H16	10	2,245	用地買収・改良工	35.2%	
		H17	100	2,345	用地買収、改良工、橋梁工	36.8%	
		H18	-	2,345	休止	36.8%	
		H19	-	2,345	休止	36.8%	
		H20	-	2,345	休止	36.8%	
		H21	-	2,345	休止	36.8%	
		H22	-	2,345	休止	36.8%	
		H23	-	2,345	休止	36.8%	
		H24	-	2,345	休止	36.8%	
		H25	-	2,345	休止	36.8%	
	H26	-	2,345	休止	36.8%		
	H27以降残	4,030	6,375	改良工、トンネル工、舗装工	100.0%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>◆交通量、利用形態については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変化はない。</p> <p>・交通量：(H11センサス：交通量94台/日)→(H17センサス：交通量139台/日)→(H22センサス：交通量60台/日)</p> <p>・本路線は安藤地区から大分市中心部への生活道路として利用されている。</p>		
	地元情勢の変化	<p>◆地元情勢については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。</p> <p>・地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。</p>		
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>◆事業の必要性・緊急性については下記のとおりであり、前回評価時から大幅な変更はない。</p> <p>・幅員狭小・線形不良により車両同士の離合や交通の安全性に支障をきたしている。</p> <p>・現道は山間部の未改良道路であり、豪雨時等に落石・土砂流出が発生する可能性があるため、迂回路を必要とする。</p> <p>・平成18年度より事業を休止し、安藤地区から戸次地区および大分市街地への道路ネットワーク機能として早期に効果を発現する(一)弓立上戸次線を優先して整備中。 ただし、本事業区間の中でも特に危険な箇所については、暫定処置として1.5車線の整備を実施中</p>		
	整備効果	<p>◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・幅員狭小、線形不良箇所の解消による安全性・快適性の向上</p> <p>・安藤地区～戸次地区への生活道路確保</p> <p>・交流機能の強化による観光・物流等の支援</p>		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	H21 再評価時	今回 再評価時
		—	—	
	費用便益の分析	<p>◆事業再開時期および今後の事業計画が未定のため、費用(C)の算出が出来ず、現時点ではB/Cの算出不可可能。</p> <p>ただし、費用便益に代わる効果として</p> <p>・幅員狭小、線形不良箇所の解消による安全性・快適性の向上</p> <p>・安藤地区～戸次地区への生活道路確保</p> <p>・交流機能の強化による観光・物流等の支援 等</p> <p>便益では計算することのできない様々な効果が期待される。</p>		
	工法の妥当性	<p>◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・河川横断位置、周辺家屋等のコントロールポイントを押さえたルート選定を行い、更に、平成15年度にルートの見直しを行って、現道を最大限に利用したルート及び工法としている。</p>		
	コスト削減	<p>◆コスト削減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・構造物等の比較検討を行い、最も経済的な工法を採用するとともに、現場発生土の工区内流用や近接工事で流用するための事前調整を積極的に行うことにより、コスト削減を図っている。</p> <p>また、幅員の見直しを行うことによりコストの削減を図っている。</p>		
	環境等への配慮	<p>◆環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・山間地の集落を結ぶ路線であることから、家屋や田畑をなるべく避けることで、生活基盤の保全を図っている。</p> <p>・現道活用できる区間は最大限現道活用し、市境部では大規模土工を避けトンネルとすることで、自然環境の保全を図っている。</p> <p>・道路法面の緑化を積極的に行うことにより、周辺の自然環境との調和を図っている。</p>		
事業実施環境	事業の実効性	<p>◆事業の実効性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・供用済み区間では順調に用地取得となった経緯もあり、地元は事業に対して協力的である。</p>		
	事業の成立性	<p>◆事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2005」、「おおいだ土木未来プラン2005」、「大分県中長期道路整備計画『おおいだの道構想21』」に基づき、事業実施している。</p> <p>・道路法第十五条および二十九条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とすべく事業実施している。</p>		
	事業の特殊性	<p>◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <p>・特になし</p>		
対応方針	対応方針案	<p>・「休止」</p>		
	理由	<p>・部分供用により大分市安藤地区および豊後大野市安藤地区の最深部へのアクセスは改善されている</p> <p>・周辺の道路(一般国道10号、中九州横断道路等)の整備進捗に合わせ、本工区と一体となって道路ネットワーク機能を発揮する弓立上戸次線の整備を優先</p> <p>上記により「休止」としたい。</p>		

# 位置図



道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	幅員狭小・線形不良の解消による安全性・快適性の向上（変更なし）
		路線現況		■	■	(前回) 平日交通量 139台/日 (H17センサス) (今回) 平日交通量 80台/日 (H22センサス)
		道路幾何構造		■	■	道路最小幅員3.0m、曲線半径30m以下が42箇所（変更なし）
		交通事故発生状況		□	□	
		渋滞状況		□	□	
		通学路の指定状況		□	□	
		緊急輸送道路の指定状況		□	□	
		代替路の指定状況		□	□	
		関連事業との進捗調整等		□	□	
		○整備効果		□	□	
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C等）	B/C算出結果、もしくはB/C(0)による評価を行わない場合の理由と評価の考え	■	■	事業再開時期および今後の事業計画が未定のため、費用（C）の算出が出来ず、現時点でのB/Cの算出は不可能 ただし、費用便益に代わる効果として ・幅員狭小・線形不良箇所の解消による安全性・快適性の向上 ・安藤地区～大分市中心部への生活道路確保 ・交流線形の強化による観光・物流等の支援 等便益では計算することのできない様々な効果が期待される。
		○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	■	■	道路法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用（変更なし）
		複数家の検討	効果と経済性における複数家の検討	■	■	河川横断位置、周辺家屋等のコントロールポイントを押さえたルート選定を行い、更に、平成15年度にルートの見直しを行い、現道を最大限に活用したルート及び工法としている。（変更なし）
		○コスト削減	コスト削減に向けた具体的な施策	□	□	現場発土の工区内流用や近接工事で流用するための事前調整を積極的に行うことでコスト削減を図る（変更なし）
		地域材、建設副産物の有効活用	地域材の有効活用、地域内発生建設副産物の使用等	■	■	地域改良による影響が小さい計画としている（変更なし）
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用し周辺の住環境の負荷軽減を図る（変更なし）
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	■	■	道路法面の緑化を積極的に行うことにより、周辺の自然環境との調和を図っている（変更なし）
		景観への配慮	周辺への景観への配慮	■	■	残土は工区内や近接工事に流用（変更なし）
		残土処理の状況	残土処理の状況	■	■	
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	□	□	
事業の実効性	○事業の実効性	地元要望、協力的体制	地元要望の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	H26年8月に大野町北部地区県道改良促進期成会より事業促進要望あり（変更なし）
		市町村の協力的体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	□	□	
		用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況	■	■	供用済み区間では順調に用地取得となった経緯もあり、地元は事業に対して協力的である（変更なし）
		法令等に基づく調整事項	都市計画決定、環境影響評価法、自然公園法、景観法、文化財保護法等	□	□	
		上位計画等との関連	都市計画	□	□	
			おおいの道構想2-1	■	■	第3次ネットワーク（県道以上の道路網）（変更なし）
			交安法指定道路	□	□	
			地域防災計画	□	□	
			事業の実効法令・採択要件	■	■	道路法第15条、第29条に基づき事業を実施（変更なし）
			他事業との関連	事業の採択基準、適合状況	■	■
事業実施環境	○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	□	□	
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□	
				□	□	

\* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	道路改築事業 一般国道217号 佐伯弥生バイパス					
	所在地・工区名	佐伯市駅前～佐伯市弥生小田					
	事業の目的	・本区間には渋滞ポイントや歩道未整備箇所、冠水・高さ制限箇所があり、交通渋滞や交通安全および防災上の問題があることから、バイパス整備により、道路交通機能の確保を図る					
	再評価基準	・一定の事業効果が発揮され、次のステップに移行する事業(休止)					
	未着工・未完了の理由	-					
	事業採択年度	採択年度: 平成9年度	着工年度: 平成9年度				
	事業実施予定期間	当初:平成9年度～平成18年度			最終変更:平成9年度～		
全体事業概要	計画概要	【延長・幅員】 L=6,380m、W=13m【暫定時】(27m【完成時】) 【構造規格】 第4種第1級 設計速度V=60km/h、計画交通量 6,300～19,500台/日(H42) 【重要構造物】 榑牟礼TN(L=642m)、鶴岡TN(L=797m)、臼坪TN(L=769m)、明神山TN(L=618m)等					
		当初計画		第2回変更(H23年)		第3回変更(H26年)	
	計画期間	H9～H18		H9～H30		H9～	
	延長	L=6,380m		L=6,380m		L=6,380m	
	幅員	W=暫定時13m(完成時27m)		W=暫定時13m(完成時27m)		W=暫定時13m(完成時27m)	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	道路工	3,068m	2,898	3,240m	4,175	3,240m	6,639
	トンネル工	2,837m	7,092	2,826m	8,985	2,826m	8,985
	橋梁工	475m	1,510	314m	1,840	314m	2,090
	用地補償費	1式	2,500	1式	5,000	1式	5,000
	計		14,000		20,000		22,714
	変更内容・理由	事業費の増加の主な理由は、以下による。 ・残土処理場の変更(大入島埋立事業→佐伯市公園事業等) ・軟弱地盤対策による工事費の増 ・消費税率の変動					
事業費の推移	事業進捗の状況	・平成25年度末の進捗状況は64.4%(事業費ベース)となっている。 ・第1工区暫定2車線・第2工区開通済み					
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
		全体(当初)	22,714	単位:百万円			
		H20年度まで	11,282	11,282	測量設計・用地買収・改良工	49.7%	
		H21	1,000	12,282	用地買収・改良工事	54.1%	
		H22	1,331	13,613	用地買収・改良工事	59.9%	H22.10.5 暫定2車線 1工区開通
		H23	490	14,103	用地買収・改良工事	62.1%	
		H24	455	14,558	改良工事	64.1%	H25.3.5 2工区開通
		H25	60	14,618	改良工事	64.4%	
		H26	56	14,674	改良工事	64.6%	
		H27	1,000	15,674	用地買収・改良工事	69.0%	
		H28	1,000	16,674	用地買収・改良工事	73.4%	
		H29以降残	6,040	22,714	用地買収・改良工事	100.0%	

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年10月5日までに第1工区(延長3,240m)が開通。</li> <li>平成25年3月5日に第2工区(延長1,735m)が開通。</li> <li>平成26年度末に東九州自動車道(佐伯IC～蒲江IC間)が開通予定。</li> <li>平成26年度末に脇津留土地区画整理事業が完了予定。</li> <li>第1工区(暫定2車線開通)および第2工区の開通により、現道の課題は大幅に改善</li> </ul>			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2工区が開通した平成24年度以降、本事業区間に対する地元の要望活動は行われていない。</li> <li>現道の課題は大幅に改善したという認識を得ている。</li> </ul>			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業の必要性については、下記のとおりであり、前回評価時から変更はないが、第1工区(暫定)および第2工区の開通により、現道の課題は概ね解消されている。</li> <li>・本路線は、佐伯市中心部と東九州自動車道佐伯ICとを結ぶ重要なアクセス道路である。 ⇒市役所を中心とする佐伯市中心部から佐伯ICまでのアクセス道路は整備済みである。 (市道臼坪女島線との連携)</li> <li>・本区間の現道は、佐伯市中心市街地を通過する幹線道路であるが、朝夕の交通混雑や交通事故が多発するなど危険な状況である。 ⇒H17大分県渋滞協議会で指定された脇排水機場前交差点の渋滞は、部分開通により緩和している。また、自歩道整備により安全性が向上。</li> <li>・災害時の緊急輸送ルートであるが、現道に高さ制限箇所や冠水危険箇所が存在するなど円滑な交通が著しく阻害されている。 ⇒高さ制限箇所・冠水箇所は、部分開通により代替ルートが確保されている。</li> </ul>			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆整備効果については、下記のとおりであり、前回評価時から変更はないが、第1工区(暫定)および第2工区の開通により、一定の効果が得られている。</li> <li>【全線整備による効果】 交通渋滞の緩和や交通事故の減少等、安全性の向上の効果が期待される。 ・走行時間の短縮: 佐伯市駅前～佐伯市弥生大字小田間で13.3分→7.7分と約6分の短縮</li> <li>【第1工区(暫定)＋第2工区整備による効果】 交通渋滞の緩和や交通事故の減少等、安全性の向上の効果が期待される。 ・走行時間の短縮: 佐伯市駅前～佐伯市弥生大字小田間で13.3分→9.2分と約4分の短縮</li> <li>・脇排水機場前交差点の渋滞は緩和(渋滞長1,500m→0m、550m→100m)</li> <li>・交通事故件数の減少による安全性の向上</li> <li>・冠水、高さ制限箇所を回避し、代替ルートの確保による安全性の向上</li> </ul>			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23 再評価時	今回 再評価時
		費用便益の分析	6.6	1.2(残事業1.9)	1.1(残事業1.4)
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</li> <li>・道路構造については道路構造令を満足するものとなっている。</li> <li>・都市計画決定手続きにより決定されたルートで事業を実施している。</li> </ul>			
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</li> <li>・各種構造物に関して工法比較を行い、最も低廉な工法を採用</li> </ul>			
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</li> <li>・低騒音、低振動対応の建設機械を使用し、生活環境に配慮する。</li> <li>・トンネル計画の採用により、景観と自然環境へ与える負荷を出来る限り抑制する。</li> <li>・トンネル等の現場発生土は、可能な限り現場内流用し、残土については、他の公共工事などへ有効活用する。</li> </ul>			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元要望としては、H24以降、別事業のR217戸穴バイパス・床木海崎停車場線(2事業)の優先的整備を要望する内容となっている</li> <li>・佐伯市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている</li> <li>・必要な法手続きは完了しており、変更が生じた場合は、適宜協議を実施する</li> </ul>			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業の成立性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</li> <li>・道路法第12条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とするべく事業を実施。</li> <li>・都市計画決定H8.8</li> <li>・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2005」、「おおいた土木未来プラン2005」、「大分県中長期道路整備計画「おおいたの道構想21」」に基づき、事業実施している。</li> <li>・社会資本整備総合交付金事業の採択基準に基づき事業を実施</li> </ul>			
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</li> <li>・トンネルなどの構造物が主要部分を占めるが、特殊な工法を要していない。</li> </ul>			
対応方針	対応方針案	・休止			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1工区及び2工区の整備により、現道の課題は大幅に改善されている。</li> <li>・H26年度末に予定されている東九州自動車道開通等による佐伯市内の道路利用状況変化及び道路予算の状況を踏まえ、残事業の実施について改めて検討することとしたい。</li> </ul>			





費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改良事業 一般国道217号 佐伯弥生バイパス				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H09～H84	道路建設費	完成4車線・2車線	21,701,000	
	維持管理費	補助国道	2,219,000	
		合 計		23,920,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H35～H85	走行時間短縮便益		71,635,000	
	走行費用短縮便益		8,686,000	
	交通事故減少便益		5,855,000	
	地域産業への活性化効果			
	自然・景観・地域文化保全への効果			
		合 計		86,176,000
総費用額 (C)	24,734,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	28,278,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	28,278,000 / 24,778,000 = 1.14			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自歩道設置、交通の分散、歩道幅員狭小箇所の回避による安全性の向上</li> <li>・冠水箇所、高さ制限箇所の回避による安全性の向上</li> <li>・佐伯市街地と佐伯ICとのアクセス改善による観光振興、地域間交流の促進</li> </ul>				

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)
事業の 必要性	○必要性・緊急性 整備が必要なる理由 緊急を要する現状の課題	現状の課題から事業が必要な理由	現状の課題から事業が必要な理由	■	■	現道の交通容量不足及び交通事故多発の現状に対して、バイパス整備による走行環境改善、交通安全性向上 (変更なし)
		路線現況	路線現況	■	■	(前回) 平日交通量16,686台/日(H17他カ)、歩行者通行量412人/12h・自転車775台/12h(H17他カ) (今回) 平日交通量16,147台/日(H22他カ)、歩行者通行量412人/12h・自転車775台/12h(H17他カ)
		道路幅員構造	道路幅員構造	■	■	道路幅員6.0(9.0)m、歩道幅員0.8m(片側)で路肩幅0.8mと狭小 (変更なし)
		交通事故発生状況	交通事故発生状況	■	■	(前回) 死傷事故が約38件/年発生、事故率が6.64件/年・km (県管理路線平均0.83件/年・km) (今回) 死傷事故が約25件/年発生、事故率が4.28件/年・km
		洪水状況	洪水状況	■	■	(前回) H17大県京浜協議会にて臨海水機場前交差点を洪水ポイント指定 (洪水長1,500m、通過時間11.0分) (今回) 洪水緩和 (臨海水機場前交差点)
		通学路の指定状況	通学路の指定状況	■	■	鶴岡小・佐伯城南中・佐伯小・佐伯東小・鶴谷中の通学路に指定 (変更なし)
		緊急輸送道路の指定状況	緊急輸送道路の指定状況	■	■	Bルート、第1次緊急輸送道路 (変更なし)
		代替路の指定状況	代替路の指定状況	■	■	(前回) 佐伯放生線・床本通鳴停車場線(7.9km、13.5分の迂回) (今回) 佐伯放生バイパス部分供用・佐伯放生線(0.2km、0.5分の短縮)
		関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	■	■	東九州自動車道(H26供用予定)、臨海留土地区面整理事業(H26未完了予定) 市道日坪女島線道路改良事業(H22.10.5供用)との連携については、現在の部分開通により達成済み。
		○整備効果	防犯対策に係る効果 交通安全対策に係る効果 小規模集落対策に係る効果 ネットワーク整備に係る効果 都市空間整備に係る効果 その他の効果	防犯対策に係る効果 交通安全対策に係る効果 小規模集落対策に係る効果 ネットワーク整備に係る効果 都市空間整備に係る効果 その他の効果	■	■
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析 (B/C) 等 関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討 コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用 自然環境への配慮 周辺の住環境への配慮 景観への配慮 残土処理の状況 文化財の保護	費用対効果分析 (B/C) 等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない理由 関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討 コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	■	■	B/C (前回) 1.2 (今回) 1.1 交通量・事業費の変動による 道路法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用 (変更なし) 都市計画決定手続きにより決定されたルートで事業を実施 (変更なし) 各種構造物に関する工法比較を行い、最も低廉な工法を採用 (変更なし) 当該事業による建設発生土を工区内の盛土材として利用、コンクリート・砕石は再生資材を利用 (変更なし) トンネル計画の採用により、景観と自然環境へ与える負荷を出来る限り抑制する。(変更なし) トンネル等の発生土は、可能範囲内廃用するなど自然環境への負荷の抑制に配慮する。(変更なし) 生物多様性の観点から、残土については、佐伯市内で計画途中である道路工事などの盛土へ有効活用する。(変更なし) 低騒音・低振動対応の建設機械を使用し、生活環境に配慮する。(変更なし) トンネル計画の採用により、景観と自然環境へ与える負荷を出来る限り抑制する (変更なし) 撤出土量は、他公共工事等へ流用 (変更なし) 文化財保護法等の手續を確認した結果、工事着手前には試掘の手續を行っている (変更なし) (埋蔵文化財調査の結果、遺跡等は確認されていない)
		関係法令・技術基準等との適合	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討 コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	■	■	(今回) H23年11月に国道217号等整備促進期成会からH27佐伯放生PPの整備促進に期する要望書提出 (今回) H24以降は、別事業のR217戸穴バイパス・床本通鳴停車場線 (2事業) の優先的整備を要望している。
		複数案の検討	複数案の検討	■	■	佐伯市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている (変更なし)
		コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	都市計画決定に準拠して事業を推進している (変更なし)
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地域内産物の建設副産物の使用	■	■	事業化当初、自然公園法の手續を確認した結果、手續不要箇所である。(変更なし) 都市計画決定H8
		自然環境への配慮	近隣住宅への配慮	■	■	第1次ネットワーク (本分市～延岡市を結ぶ)
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	■	■	交通安全指定道路1号基準該当区間 (付近に鶴岡小・佐伯小・佐伯東小がある) (変更なし)
		景観への配慮	周辺の景観への配慮	■	■	佐伯放生バイパス沿線エリアに、避難地・避難所が分布している (変更なし) 道路法第12条に基づき事業を実施 (変更なし) 社会資本整備総合交付金事業の採択基準に基づき事業を実施 (変更なし)
		残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮	■	■	東九州自動車道 (佐伯一瀬江：H26未完了予定)；本事業はあくセクス道路としての役割がある 臨海留土地区面整理事業 (H26未完了予定)；本事業は開発区域の都市軸道路としての役割がある 市道日坪女島線道路改良事業 (H22.10.5供用)；佐伯市中心街地へのアクセス道路として運転している
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■	トンネルなどの構造物が主要部分を占めるが、特殊な工法を要していない (変更なし)
事業の 実効性	○事業の実効性 地元要望、協力体制 市町村の協力体制 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項 上位計画等との関連	地元要望、協力体制	地元要望、協力体制	■	■	
		市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■	
		用地取得の難易度	地権者への理解の状況	■	■	
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	■	■	
		上位計画等との関連	都市計画 おおいの道構想2-1 交安法指定道路	■	■	
		事業の規模法令・採択要件	事業の採択基準、適合状況	■	■	
		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、維持状況等	■	■	
		施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	□	□	
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	■	■	
		○事業の特殊性	技術的難易度	技術的難易度	■	■

\* 評価項目 (小項目詳細) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

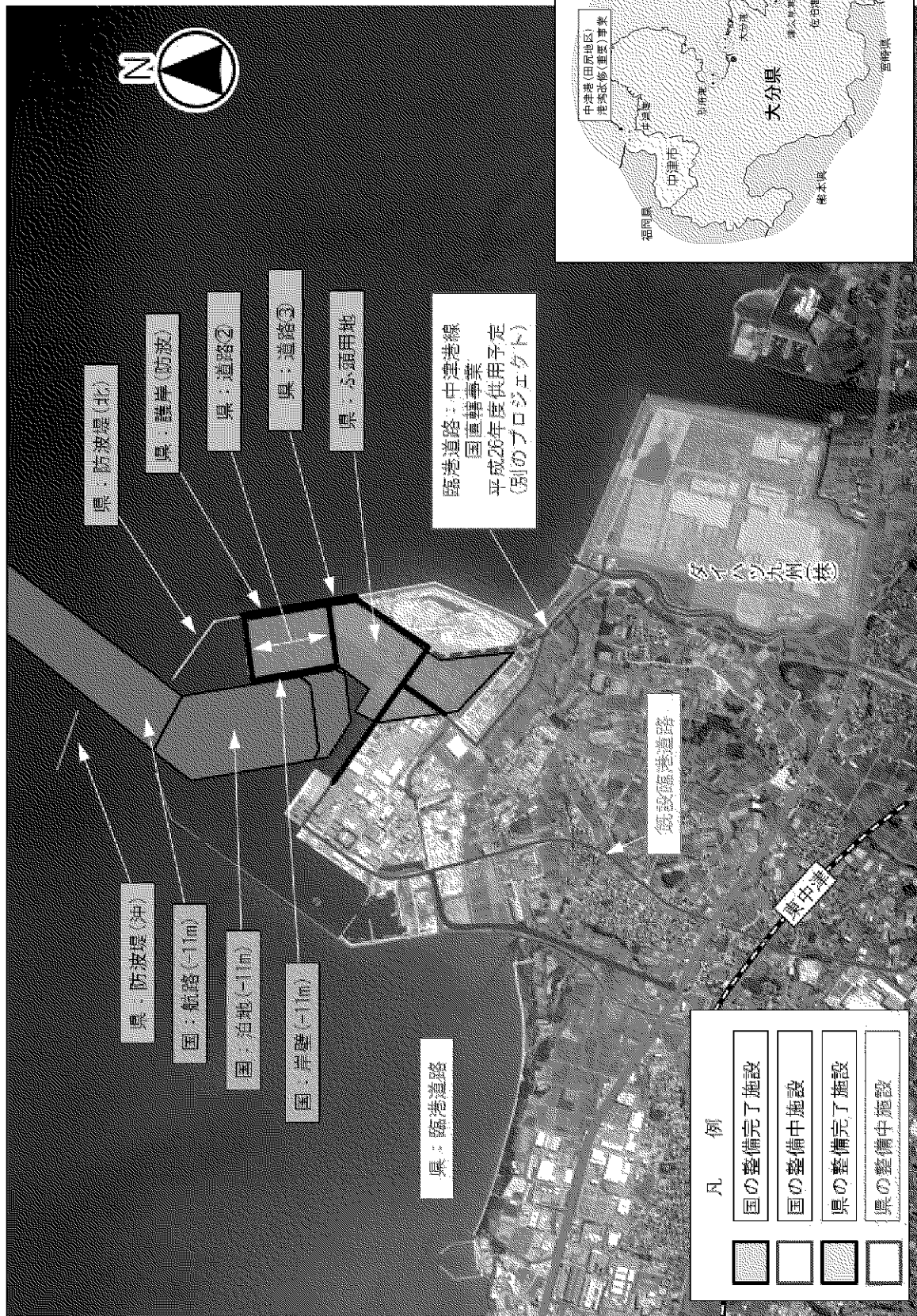


## 再評価書

様式2-2

事業環境の変化	状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24に中津港背後地の大手自動車メーカーの年間生産台数が45万台と過去最高を記録(H16.11月操業開始以来、9年3ヶ月で自動車生産累計300万台を突破)</li> <li>・県施工の臨港道路を除き関連事業の施設整備が完了</li> </ul>			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する市や団体からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。</li> <li>H25.6 事業促進要望 県←中津市</li> <li>H25.10 事業促進要望 国・県←中津港利用促進協議会ほか</li> </ul>			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連事業の施設整備が完了したことで中津港で扱われる完成自動車などが増え、それに携わる従事者達の港湾車両が増加することが予想される。</li> <li>・中津港にアクセスする道路は、沿線住民の生活道路としても利用されている既設臨港道路(2号線)しかない。主要施設の完成に伴い、既設臨港道路(2号線)の交通混雑の悪化が懸念されるため、バイパス部の臨港道路①(1号線)の早期供用が求められている。</li> </ul>			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津港の整備により背後に進出してきた大手自動車メーカーの物流効率化の向上。</li> <li>・中津市、宇佐市、豊後高田市に40の自動車関連企業が立地し、中津市の製造業関連従業員が約3,500人増加(H16-H23)している。</li> <li>・中津市の製造品出荷額が約2,679億円増加(H16-H23)している。</li> <li>・バイパス部の臨港道路①(1号線)を整備することで、生活道路として利用されている既設臨港道路(2号線)の混雑の緩和や騒音、振動、粉じんなどの軽減が図られ、生活環境や利便性が向上する。</li> </ul>			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H22 再評価時	今回 再評価時
			—	1.2	1.5
	費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便益については、取扱貨物実績と今後供用予定の臨港道路の交通量推計結果による。</li> </ul>			
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各港湾施設については、港湾法や、それに基づく港湾の施設の技術上の基準を定める省令によって設計している、その内、臨港道路については、技術上の基準のほか道路構造令に基づき設計している。</li> </ul>			
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨港道路に関して構造形式や施行方法などでコスト縮減を考慮した設計を行っている。</li> <li>・特に、土工については、盛土量の調整を行い残土を発生させず、周辺で発生した公共残土の受入を行うようにしている。</li> </ul>			
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備が完了していない臨港道路は、住宅地から離れた平地部でのバイパス整備であり、騒音、振動、粉じんなど生活環境に与える影響は少ない。</li> <li>・切土などによる発生土より道路を構築する盛土の方が多量な構造形式であり、周辺の公共工事で発生した公共残土を受け入れるため、残土処理は発生しない。</li> <li>・埋蔵文化財についても問題ないと調査結果が出ている。</li> </ul>			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備が完了していない臨港道路は、価格・残地補償・相続・行政不信などの理由により一部地権者の同意が得られず、起業地内で道路として必要な用地の全てを取得できていないことから、土地収用法に基づく事業認定や土地の収用手続きに向けて準備を進めていく。</li> <li>・その他施設については、公有水面埋立法に関する諸手続など全て完了しており問題は無い。</li> </ul>			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津港の整備は、地方港湾審議会により決定された港湾計画に位置付けられている。</li> </ul>			
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来工法のため、技術面の問題から事業費が大幅に増大する恐れなどの可能性はない。</li> </ul>			
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続</li> </ul>			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年度から補助事業の地方港湾改修事業として始まった中津港の整備は、中津港が平成10年度に重要港湾に格上げされた後、平成11年度から一部直轄事業として整備が進められてきた。</li> <li>・平成16年度に主要施設の-11m岸壁が完成、平成25年度には直轄で整備してきた施設が全て完了し、残す整備は、県で実施中の臨港道路のみとなっている。</li> <li>・平成26年度末での進捗率は、全体事業費ベースで約99%、県事業費ベースで約98%であり、残事業費は約3億円と少ない。</li> <li>・費用便益比(B/C)も 1.5 ある。</li> </ul>			

# 事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：億円

事業名 重要港湾改修事業 中津港(田尻地区)				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H8～H66	港湾整備費	岸壁(-11m)、泊地(-11m)、航路(-11m) ふ頭用地造成、ふ頭内道路、臨港道路など	382.0	
	維持管理費		5.6	
		合 計		387.6
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 効果発現 以降50年間 (H17～H66)	陸上輸送コスト削減		1,503.3	
	輸送費用コスト削減		3.3	
	輸送時間コスト削減		7.1	
	事故損失コスト削減		1.1	
	供用期間終了後も残る施設の価値(土地等)		57.8	
		合 計	1,572.6	割引前の総便益
総費用額 (C)	607.4	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	924.9	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	924.9 / 607.4 = 1.5			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

港湾改修・整備事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な理由	現状の課題から事業が必要な理由	現状の課題から事業が必要な理由	■	■	大手自動車メーカーの進出と港湾施設の整備による取扱貨物の増加。それによる近隣の港湾関係車両の増加。	
			重大な被災を受けた事があるか、災害の発生危険性が極めて高い	重大な被災を受けた事があるか、災害の発生危険性が極めて高い	□	□		
			緊急を要する現状の課題	フェリー・航路の有無 現状の港湾活動に伴う周辺環境への悪影響の除去	■	■	増加した港湾関係車両に対応し、周辺地域の混雑の緩和、騒音・振動・粉じん等の解消のために臨港道路を整備（H31年度完了予定）	
		○整備効果	関連事業との進捗調整等	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	■	□	関連事業は全てH26までに完了予定	
			事業実施により得られる効果	物流コストの低減、競争力の向上、背後圏地域の活性化 防災機能の向上 生活環境の保全、改善	■	□	船舶の大型化への対応や貨物の陸上輸送距離の短縮。 臨港道路の整備により、周辺地域の混雑の緩和、騒音・振動・粉じん等の解消が図られ、生活環境や利便性が向上する。	
			費用対効果分析 (B/C) 等	B/C 1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	■	■	B/C = 1.5 (H22評価時) B/C = 1.2 ・輸送の信頼性向上 ・既存ターミナルの混雑緩和 ・道路の混雑緩和 ・排出ガスの減少 (CO2削減量：約2500t-C/年) ・遠隔騒音などの軽減 ・地域経済への寄与 (従業員数 (H16→H23)：約3,500人)	
		事業手法 ・工法の 妥当性	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令、港湾施設の技術上の基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用している	■	■	適用法令は港湾法、港湾施設の技術上の基準・規格等であり、適合した工法を採用している。その他、臨港道路については、道路構造令に基づき設計している。
				複数案の検討	事業の効果と経済性において複数案の検討がされている	■	■	既存の臨港道路の拡幅案と事業中のバイパスの臨港道路①(都市計画路線認定)での比較
			○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	臨港道路の設計において、盛土構造により土砂の受入を行う構造にすることで、他の公共職士の受入を可能とし、トータルコストの削減を図る。
				地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	現地発生材等を再利用 基礎砕石に近隣処理施設の再生クラッシュヤラン、再生石膏等を使用
事業 実施環境	○環境等への配慮	自然環境への配慮	環境に配慮した事業である	■	■	臨港道路の施行箇所周辺は、耕作地であるため施工時の排水処理などに配慮し、周辺環境を保全する。		
		周辺の住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない	■	■	臨港道路は、住宅地から離れたバイパス整備であり、騒音・振動・粉じん等で生活環境に及ぼす影響は少ない。		
		景観への配慮	設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う	□	□			
		残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮を行う	□	□			
		文化財等の保護	文化財等の調査及び保護を行う	■	■	起業地内の事前調査では、問題ないと結論が出ている。施工時に文化財が確認された場合は保護を優先させる。		
		地元要望、協力体制	要望書の提出・陳情の有無、期成会等の地元組織の有無	■	■	H25年6月に中津市から、H25年10月に中津港利用促進協議会から要望書が提出されている。		
○事業の実効性	市町村の協力体制	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	■	■	中津港整備事業において埋立てに関して漁協からの同意をもらっている。漁業補償も済んでいる。			
	用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	■	■	市役所及び地元区長が適宜事業進捗の調整を図っている。			
	法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	□	□	個別地権者において、用地取得に対する同意が得られていない。			
	上位計画等との関連	耐震強化工事等の計画 港湾計画に位置付けられた事業である	■	■	港湾計画に基づいた計画である。			
○事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項） 事業の採択要件を満たす	■	■	港湾法第43条に基づき事業を実施。 港湾関係補助金等交付規則実施要領などに規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。			
	他事業との連携	他事業との連携により整備効果が大きくなる	■	□	主要地方道中津高田線(臨港道路交差点部の整備は完了)			
	施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）	■	■	海苔漁などの時期に工事は実施しない。			
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□			

\* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。  
\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。



## 大分県事業評価監視委員会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は公開とし、所定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

### (傍聴人)

第3条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 二 酒気等を帯びていると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

### (一般傍聴席の傍聴人の定員)

第4条 一般傍聴席の傍聴人の定員は20人以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、委員長は別に定員を決めることができる。

### (一般傍聴の受付)

第5条 一般傍聴を希望する者は、委員会当日の会場受付にて先着順で一般傍聴受付簿に氏名、住所を記入する。受付を終了した者は一般傍聴券、資料、傍聴要領の交付を受け、入場することができる。なお、一般傍聴の受付は受付時間内であっても傍聴希望者が定員となり次第終了する。

### (一般傍聴券の携帯及び提示)

第6条 一般傍聴者は、一般傍聴券の交付を受け、これを携帯し、事務局員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

### (一般傍聴券の通用期限)

第7条 一般傍聴券は、交付当日限り通用する。

### (一般傍聴人の会議室における遵守事項)

第8条 一般傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長及び事務局員の指示に従うこと。
- 二 静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 六 携帯電話、PHS、ポケットベル等これらの類について会場内での使用は禁止とし、受信音等についても鳴らないようにすること。
- 七 写真撮影、録画、録音等を許可なく行わないこと。
- 八 その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(報道関係者の会議室における遵守事項)

第9条 報道関係者は、節度ある取材を行うとともに、委員長及び事務局員の指示に従うこと。

(委員会の一時非公開)

第10条 会議の内容が、大分県情報公開条例(大分県条例平成12年条例第47号)第7条各号に規定する情報に該当する場合、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき、委員長は非公開であることを宣言し、委員会を一時非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 前条の規定により委員長が非公開であることを宣言したとき。
  - 二 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が注意した後もなおこれに従わずに委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第二号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。